

平成24年第372回定例会

矢吹町議会会議録

平成24年12月14日 開会

平成24年12月25日 閉会

矢吹町議会

平成24年第372回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月14日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
町政報告	6
同意第4号の上程、説明、採決	11
同意第5号の上程、説明、採決	12
諮問第2号の上程、説明、採決	13
報告第6号の上程、説明、質疑	14
報告第7号の上程、説明、質疑	15
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案の上程、説明(議案第58号、議案第60号～議案第66号)	18
散会の宣告	20

第 2 号 (12月17日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した者の職氏名	22
開議の宣告	23
一般質問	23

大木義正君	23
鈴木隆司君	32
安井敬博君	40
藤井精七君	50
薄葉好弘君	55
会議時間の延長	62
佐藤幸市君	62
散会の宣告	67

第 3 号 (12月18日)

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した者の職氏名	70
開議の宣告	71
一般質問	71
加藤宏樹君	71
総括質疑	77
議案・陳情の付託	77
散会の宣告	78

第 4 号 (12月25日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	81
陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	82
議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決	83

議案第60号の委員長報告、質疑、討論、採決	84
議案第61号～議案第66号の委員長報告、質疑、討論、採決	86
日程の追加	91
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
閉会中の継続調査等の申し出について	93
議員の派遣について	93
閉会の宣告	93
署名議員	95

平成24年12月14日（金曜日）

（第 1 号）

平成24年第372回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年12月14日(金曜日)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町政報告
- 日程第5 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 報告第6号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償について)
- 日程第9 報告第7号 専決処分の報告について(専決第11号 損害賠償について)
- 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第12 議案第59号 矢吹町本村地区第2回工事(災害復旧)請負契約の一部変更について
- 日程第13 議案の上程
議案第58号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	7番	竹元孝夫君
8番	鈴木一夫君	9番	大木義正君
10番	熊田宏君	11番	角田秀明君
12番	柏村栄君	13番	諸根重男君
14番	藤井精七君	15番	吉田伸君

16番 栗崎千代松君
欠席議員(1名)

6番 青山英樹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	藤田忠晴君	総務課長	水戸邦夫君
税務課長	井戸沼寿量君	町民生活課長	会田光一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
会計管理者 兼出納室長	円谷一雄君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

なお、6番、青山英樹君の実母が昨夜お亡くなりになり、今定例会を欠席する旨届け出がありました。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第372回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 竹 元 孝 夫 君

8番 鈴 木 一 夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

〔議会運営委員会委員長 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 皆さん、おはようございます。

第372回矢吹町定例会が本日12月14日招集になりましたので、それに先立ちまして12月11日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日12月14日から12月25日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は16件であります。条例改正1件及び11月30日までに受理いたしました陳情2件については、関係常任委員会に付託して審議をすることにいたします。また、7件の補正予算議案については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、本会議で同意2件、諮問1件、報告2件、承認2件、請負契約の一部変更についての議案1件を全体審議として採決いたし、日程第13で議案第58号及び議案第60号から第66号までを一括上程して、町長からの提案理由説明のみとして初日は終了いたします。

第2日目の12月15日、第3日目の16日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の17日月曜日は、午前10時より通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の18日火曜日は、前日に引き続き午前10時から一般質問を行い、総括質疑、議案等の付託をいたし、午後1時から各常任委員会を開催いたします。

第6日目の19日水曜日は、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の20日木曜日は、午前10時から前日に引き続き予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の21日金曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の22日、10日目の23日、11日目の24日は土曜日、日曜日及び振りかえ休日のため休会といたします。

第12日目の25日火曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案及び陳情案件の審査結果を各委員長から報告を受け審議、採決を行った後、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、12月25日は、今議会は恒例により、最終日の本会議終了後午後6時から、松竹におきまして町管理職との懇親会を予定しておりますので、皆さんのご参加をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日12月14日から12月25日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月14日から12月25日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、平成24年度定期監査結果報告書、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

これより、例月出納検査の結果報告及び平成24年度定期監査の結果について代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

今回の報告は、例月出納検査結果報告並びに平成24年度定期監査結果報告の2件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成24年度、第5回8月分は9月26日に、第6回9月分は10月23日に、第7回10月分は11月26日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、平成24年7月1日から9月30日までの第2四半期を10月26日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成24年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の期間ですが、平成24年11月9日、12日、13日、14日、15日、16日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、証拠書類等を照合、審査した結果、事務処理、事業執行はおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項としては、大幅に増加した復興関連予算により町の再建が進む一方で、新たな財政負担も発生しており、引き続き厳しい財政状況が予想されることから、財政再建の検証結果を十分に認識し、経費の削減についても引き続き努力されるよう願います。

また、我が国の経済状況は欧州の財政不安定を背景に世界的な金融経済危機に直面し、さらには昨年の東日本大震災や原子力災害の影響を受け、個人消費の停滞や失業率も高水準にあります。こうした背景から、町の財政状況においても引き続き厳しい状況が予想されることから、今後も職員一人一人がこれらの現状を十分に認識し、効果額の確実な検証に基づいた投資的経費の削減もさることながら、経常経費の削減についてもこれまでどおりの節減に努められるようお願いいたします。

また、全庁的な会計業務においては、財務会計システムを活用した適正な事務処理の管理徹底を望みます。

次に、町税等の収納向上についてであります。町税等の徴収については担当各課においてそれぞれ努力されていることと認めます。しかしながら、税収の伸びが期待できないばかりか、町税等の滞納についてもなお一層懸念されるため、引き続き収納向上に努力されることを願います。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。行政サービスの維持向上、事務の効率化に向けた公の施設等の指定管理者制度の積極的な導入姿勢は、以前より大いに評価しているところですが、しかしながら、受託者において事務処理等、経理の適性を欠く事故が続いていることから、さらに受・委託者双方による詳細な協議が必要と考えます。施設管理の実態を調査協議し、契約内容の再確認や事務手続の簡素化、修繕費用の負担限度額の考え方等についても全庁的な整合性が図られることを望みます。

以上で、例月出納検査結果並びに平成24年度の定期監査結果の報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

これより、会期外に行われました文教厚生常任委員会からの調査報告を求めます。

委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の諸般事務調査結果報告について、第371回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

文教厚生常任委員会所管事務調査報告書。

1番から5番までは、ごらんのとおりでございますので省略させていただきます。

6の調査結果。

全国的に脚光を浴びている岩手県住田町における仮設住宅の建設について、現地調査を実施してきました。

同町は岩手県の東南部に位置し、南東に大船渡市、南に陸前高田市及び釜石市、北に遠野市があり、約335キロ平方メートルの広大な面積を有していますが、総面積の約90%は山地であり、平たん地は極めて少ない。こういった環境にあつて、同町は震災以前から地元森林資源を利用した独自工法による住宅建築の計画がありました。

おりからの東日本大震災により、同町の被害もさることながら隣接市町の津波被害等により、被災し住居を失い押し寄せた町民の親戚や知人のために、いち早く町の予算によりこのプランを町有地に実現されました。建設コストは1棟当たり270万円であり、後に国・県の判断により仮設住宅という形で災害救助法の適用対象になっています。そのため、入居者のほとんどは町外からの被災者で占められております。支え合い、助け合いによる地域社会の実現に努め、避難者救済を前面に挙げ活用されています。避難者数710名、また仮設住宅サポートネットワークにより、町民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアたちとの連携により、安定したサービスの供給と精神的なケアに努めています。1戸建てによるプライバシーの保護とあわせて、すばらしい発想と連携を感じました。

また、あわせて視察した隣接する宮城県登米市でのまちなか文化財の保護については、まちなかの施設をそのまま保存し観光化しており、平日にもかかわらず他県からの見学者が結構目立っています。本町の大正ロマンの館同様の施設が市街地に点在しており、有料観光ガイドが案内しています。そういった施設が町に存在することで文化都市を目指しているのだといたします。そういった意味でも、まちづくりを一考させられた文教厚生常任委員会の視察研修であり、すべてに意義深い研修会でありました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、委員会からの報告を終結いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第372回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長を初め、議員の皆さまに感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、除染関係の進捗状況についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染に対応するため、7月13日付で矢吹町除染実施計画を策定し、本計画に基づき田内、柿之内両地区への面的除染事業の取り組みを開始いたしました。田内地区につきましては10月25日の説明会において、区として仮置き場の候補地が決定されたことから、現在仮置き場の測量に向けた準備を行い、各家庭敷地内の放射線量を測定し、データの取りまとめを進めております。また、柿之内地区につきましては、9月15日の説明会において区としての仮置き場の候補地が決定し、11月1日から仮置き場の測量設計作業に着手しており、現在各家庭敷地内の放射線量の測定を行い、データの取りまとめを行っております。今後、田内、柿之内地区の放射線量測定データをもとに、除染に向けて同意書の取りまとめを進めてまいります。

次に、ホットスポット除染事業につきましては、面的除染事業に先立ち、局所的に空間放射線量が高い箇所での除染を行うことを目的に、8月1日からホットスポット除染の申し込み受け付けを開始いたしました。11月26日現在17件の申し込みがあり、放射線量測定の結果、3件が除染の基準となる放射線量を超えておりましたので、雨どい下の除染作業を実施いたしました。

次に、第2回放射線低減クリーンアップ作戦につきましては、子供たちを放射能汚染から守るため、昨年引き続き9月23日を統一日として、行政区長会を初め地域の皆さまのご協力をいただき実施いたしました。当日は雨模様にもかかわらず、行政区単位で土砂撤去、草刈り、ごみ拾いなどが行われました。統一日に実施できなかった行政区についても実施時期を変更し、すべての行政区において事業を実施しております。町民の皆さまのご協力を改めて感謝申し上げます。

次に、牧草地の除染につきましては、放射能汚染の影響により永年性牧草の利用が制限されていたことから、牧草地を所有する農家の方が矢吹町永年性牧草地除染組合を設立し、東京電力への損害賠償請求を行い草地更新を実施いたしました。除染を行った永年性牧草地の面積は4,012アールであり、今回の除染により来年以降の永年性牧草の利用が可能になったほか、除染の際に堆肥を散布したことから、課題であった堆肥の滞留について一部解消が図られております。

次に、米の全袋検査についてであります。今年度福島県産米の信頼回復と消費者に対する安心・安全の取り組みとして、収穫されたすべての米を対象に全袋検査を実施いたしました。町では、JAを含めた米の集荷業者を構成委員とした矢吹町恵み安全推進協議会を設置し、検査場所4カ所に検査機5台の導入を図り、検査いたしました。11月25日現在の検査済み総数は18万8,917体であり、検査の結果、すべての検体で基準値を下回っております。今回の結果から、改めて矢吹町産米の安全が確認できましたので、今後は矢吹町産米のPRを積極的に行い、風評被害の払拭に努めてまいりたいと考えております。

次に、放射線による被曝検査についてであります。初めに外部被曝検査につきましては、昨年引き続き、妊婦及び15歳未満の子供2,105名に対して放射線個人線量計ガラスバッジを配布し、6月1日から8月31日ま

での3カ月間測定を実施いたしました。測定結果は、0.0ミリシーベルト640名、0.1ミリシーベルト1,421名、0.2ミリシーベルト41名、0.3ミリシーベルト3名であり、いずれの方も健康に影響が及ぶ数値ではなく安心できる結果でありました。

次に、内部被曝検査につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性セシウムなどにより体内に蓄積された放射性物質から、おおむね一生の間に受けると思われる線量を推計するため、ホールボディカウンターによる内部被曝検査を6月26日から9月5日の間、妊婦及び4歳から20歳までの方2,343人を対象に検査を実施いたしました。いずれの方も1ミリシーベルト未満の結果であり、健康に影響がない数値でありました。

次に、被災者支援対策についてであります。初めに、東日本大震災被災住宅修繕工事費助成金につきましては、東日本大震災により被災した住宅が一部損壊と判定された方を対象に、昨年11月1日から本年9月28日まで申請受け付けし、申請件数671件、申請金額6,367万6,000円でありました。今後、平成25年3月末までに工事完了の受け付けを行い、被災された方の救済に努めてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の義援金の支給につきましては、国・県及び町の義援金について、住家が半壊以上の被害を受けた世帯を対象に、昨年5月から申請受け付けを開始し、同月25日に第1回目を配分し、本年10月31日まで合計39回の配分をいたしました。

これまでの配分世帯、配分総額は前回455世帯、大規模半壊151世帯、半壊1,219世帯で、配分総額は15億2,576万8,620円であります。町義援金については、これまでに支援いただきました総額が10月31日現在で6,366万1,773円であり、10月31日までの被害住宅における配分額は5,696万1,000円、商工事業者への配分額は488万円であり、配分総額は6,184万1,000円となっております。

次に、県南・会津・南会津地域給付金給付事業につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により被った風評、ブランドイメージの低下等の被害回復や払拭を図るため、18歳以下の子供及び妊婦に10万円、それ以外の方に4万円を寄附する事業を4月9日から12月10日の間に実施し、生活支援に努めたところであります。11月30日現在、6,584世帯、1万8,020名の方に総額9億3,710万円を給付しております。

また、東京電力の県南地域における自主的避難等にかかる損害については、追加賠償のプレスリリースが12月5日に突然行われ、6日に福島県原子力損害賠償支援課による説明会が急遽開催されました。

損害賠償の内容は平成24年1月1日から同年8月31日の間における損害が対象とされており、精神的損害等に対する賠償と追加的費用等に対する賠償に区分され、支払いの対象者が分けられております。精神的損害等に対する賠償の対象者は、18歳以下の子供及び妊婦であり、1人につき4万円の賠償となります。追加的費用等に対する賠償の対象者は、18歳以下の子供及び妊婦並びにその他の方であり、1人につき4万円の賠償となります。事故発生当時、矢吹町に生活の本拠があった方全員が対象となります。説明会では、1月下旬から申請手続を開始したいとのことであり、今後申請者が負担にならず速やかな支払いが行われるよう、手続等について東京電力と協議を図ってまいります。

なお、これらの措置は、当初より求めている福島県民等しい適切な賠償はなされていないと受けとめており、今後も東京電力への要求活動は継続してまいりたいと考えております。

次に、復興元年やぶき復興祭についてであります。11月11日矢吹球場をメイン会場に、東日本大震災から

の復興と放射能による風評被害を払拭するため、町商工会、JA東西しらかわ、JAしらかわ、やぶき経営懇話会の共催により、復興元年やぶき復興祭を開催いたしました。当日は、農業、商業、工業等の産業関係団体、さらに友好都市である宮崎県川南町からの参加もあり65団体が出展し、物販、展示、PRなどを実施したほか、ステージイベントでは川南町のAKBB、サンバショー、ゆるキャライベント、よさこい踊り、空手演武などを行い、約6,000人が来場しました。

また、あぶくま高原道路利活用促進協議会のとうろく君祭りも同時に開催され、大きなにぎわいを見せておりました。フィナーレでは復興もちまき、復興花火の打ち上げ等を行い、大盛況のうちに終了することができました。多くの皆さまにご協力をいただき、心から感謝申し上げます。今後も、各種団体との連携を図りながら、さらなる町の復興と風評被害の払拭に取り組んでまいります。

次に、災害復旧工事の進捗状況についてであります。初めに新町集会所につきましては、当該施設は震災により倒壊したことから、昨年5月に取り壊しを行い、地元の皆さまには大変ご不便をおかけしておりましたが、地元行政区役員の皆様との協議や各種手続等が整い、11月12日に新町集会所建築物工事に着手いたしました。今後、平成25年3月末の完成を目指して進めてまいります。

新たな新町集会所は、従来と同じ敷地内929.12平方メートルに建設し、大会議室、小会議室、備蓄庫、倉庫、厨房、障害者トイレ等を備えた延べ床面積239.22平方メートルの木造平屋建ての建物であります。完成後は行政区の活動拠点としての有効利用がなされ、地域住民のコミュニティの充実が図られるものと期待しております。

次に、町道につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業78路線、事業費約4億500万円のうち、町道松倉大池線を初めとする48路線が11月末までに完了し、残り30路線については年度内完了を目指し復旧を進めてまいります。また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、現在工事の発注件数が59件となっております。未発注の37件については、測量設計等の作業を行っており、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、公園につきましては、明許繰越の承認を受けました5カ所、事業費約4,000万円のうち、ひまわり公園を初めとする3カ所が11月末までに完了したところであり、残り2カ所について年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、町営住宅につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業群の町営大林住宅、大久保住宅の2団地37戸、事業費約550万円について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、河川につきましては、明許繰越の承認を受けました阿由里川沿川の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、事業費2,386万7,000円について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、農用地等の災害復旧工事につきましては、明許繰越の承認を受けました平成23年度発注の補助災害100地区、約57万4,000円について11月末現在で進捗率67%であり、年度内及び平成25年度の早期の完成を目指し、現在鋭意施工中であります。本年度発注の補助災害95地区、約2億5,000万円については、7月に全地区の発注を行い、年度内及び平成25年度の早期の完成を目指し、事業を推進してまいります。単独災害の約300地区、約1億5,000万円については、11月末に現地調査、実施設計を完了し、約70地区の発注を行い、現在鋭

意施工中であり、今後緊急性等の優先順位を勘案しながら年度内及び平成25年度早期の発注に向けた準備を進め、平成25年度末の完了を目指し、事業を推進してまいります。

次に、公共下水道施設につきましては、下水道被害が甚大であった町道田町・大池線を含めた5カ所について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内の完成を目指し事業を進めてまいります。

次に、農業集落排水施設につきましては、大和久、寺内、本村、三城目、松倉地区の下水道本管被害延長約4.5キロメートルのうち、三城目、松倉地区については23年度内に完成し、残り3カ所について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内の完成を目指し事業を進めてまいります。

次に、水道施設につきましては、被災した水道本管等の施設約200カ所のうち約9割の復旧工事が完了いたしました。大和内地区配水管復旧工事及び下水道関連排水管移設工事等については、現在12件の工事を施工中であり、残り3件の工事について今月中に着手する予定であり、年度内の完成を目指し進めてまいります。

次に、平成24年度矢吹町表彰式についてであります。11月22日町文化センターにおいて町議会議員として町政発展に貢献されました故遠藤守氏、棚木良一氏、根本信雄氏、永沼義和氏を特別功労者として、また、町統計調査員として統計行政の推進に貢献されました丹内正明氏、小針修氏を功労者として、町体育指導員として教育行政の推進に貢献されました堀井鉄弥氏、武田博之氏を同じく功労者として、町文化スポーツ振興基金運営委員会委員として教育行政の推進に貢献されました故東條覺氏を同じく功労者として、町幼稚園嘱託内科医として保健衛生行政の推進に貢献されました小針俊一氏を同じく功労者として、町農政関係団体の長として産業振興に貢献されました角田秀明氏を同じく功労者として、またそれぞれの職種において、この道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、さらに技術の向上に努められている田村茂典氏を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております佐久間平三郎氏、柏村正明氏を農業功労者として表彰いたしました。

さらに、平成24年度全国中学校体育大会並びに第39回全日本中学校陸上選手権大会において男子400メートル競技に出場されました矢吹中学校3年、栗城広喜さん、第60回統計グラフ全国コンクールにおいて入選されました中畑小学校4年、野崎雪乃さんに町民特別褒賞を贈り、その栄光と健闘をたたえました。

受賞者の皆様方には今後ともますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

次に、復興に向けた中心市街地道路計画についてであります。11月6日、8日の2日間にわたり、今後の復興を見据えた中心市街地の道路計画について説明会を開催し、あわせて約160名の方が参加いたしました。今後は町民の皆様からの意見を反映した計画を作成し、整備を進めてまいりたいと考えております。

ここまで、東日本大震災原子力災害における被災者支援策等及び災害関連以外の項目から2点について報告申し上げます。矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの24項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましてはお手元に配付いたしました第372回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

第62回福島県統計グラフコンクール表彰式について。

東京やぶき会秋の懇親会について。

矢吹町統計調査員協議会事業について。

永年勤続職員の表彰について。
矢吹町区長会事業について。
住宅用太陽光発電システム導入促進事業について。
消防団員表彰受賞関係について。
矢吹町消防団秋季検閲式の開催及び秋季火災防御訓練の実施について。
新・矢吹方式による交通安全・防犯活動について。
敬老会について。
保健指導について。
町道整備事業について。
ふくしま駅伝の町内コースのボランティア清掃活動について。
河川愛護団体の活動について。
子ども議会の開催について。
教育委員会表彰について。
矢吹中学校改築事業について。
ふくしま駅伝競走大会について。
第32回さわやか健康マラソン大会について。
三鷹市民駅伝の参加について。
あゆり祭について。
町民体育祭について。
第14回福島県市町村対抗ゴルフ大会について。
第6回市町村対抗福島県軟式野球大会について。
であります。

なお、私の説明の中で訂正したい箇所が1カ所ございますので、おわびを申し上げながら訂正させていただきますと思います。農用地等の災害復旧工事につきましてでございますが、明許繰越の承認を受けました平成23年度発注の補助災害100地区、約57万4,000円と私のほうから報告させていただきましたが、5億7,400万円と訂正をお願いしたいと思います。改めて、おわび申し上げます。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第4号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、平賀優子氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

平賀氏は、平成12年12月より現在まで教育委員を務められており、この間、教育委員長を歴任されるなど感性豊かな情操教育や地域芸術文化の振興、今後ますます重要性を帯びてくる生涯学習を通じた人づくりにご活躍いただいております。

このような経験を生かし、引き続き豊かな識見と卓越した手腕を町教育行政の進展に寄与していただきたいと考え、本提案をするものでございます。

皆さまの満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

同意第4号を同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 全員起立であります。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第5号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、平成24年12月23日で満了となります岩谷和夫氏の後任者として、矢吹町大町39番地2、大竹峰行氏、37歳を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

大竹氏は、地域における教育支援活動としまして、現在、小学校のPTA、矢吹町商工会、矢吹町ロータリークラブ等に積極的に携わっており、子育て教育では中核的な立場であり、格別なるご支援をいただいております。また、周囲からの人望が非常に厚く、その人柄とリーダーシップにより大きな貢献をいただいているところであります。

このような経験を生かし、児童保護者の視点から見た若い世代の識見と卓越した手腕を町教育行政の進展に寄与していただきたいと考え、本提案をするものでございます。

皆さまの満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

同意第5号を同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 全員起立であります。

よって、同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで、同意されました各委員を紹介するため暫時休議いたします。

（午前10時45分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前10時46分）

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより諮問第2号 人権擁護委員会の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、平成25年3月末日で任期満了となります赤塚功氏の後任者として、矢吹町三城目53番地、大滝勝永氏、61歳を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

大滝氏は、玉川村立須釜小学校、矢吹中学校、泉崎中学校に勤務し、東中学校での教鞭を最後に退職され、現在は、非常勤講師として矢吹中学校に勤務されております。

在職中には、人権に関する授業を取り入れるなど人権への関心を高める工夫を積極的に行っており、これまでの教師生活での豊富な識見と誠実な人柄、地域からの信望も厚く、推薦するにふさわしい方であり、ここに提案いたしました。

皆さまの満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

諮問第2号について、この諮問に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

ここで、同意されました委員を紹介するため暫時休議いたします。

（午前10時50分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前10時51分）

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午前10時52分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時03分）

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

報告第6号 専決処分の報告についてであります。専決第8号 損害賠償について、本件は、平成23年11月21日午前11時30分ごろ、文書配達業務を行っていた本町の嘱託職員が原動機付自転車により交差点に進入及び前進したところ、職員の前不注意により相手方が運転する車両と衝突し、車両に損傷を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は7万6,500円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成

24年10月25日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

報告第7号 専決処分の報告についてであります。専決第11号 損害賠償について、本件は、平成24年6月27日午前9時ごろ、公務のため職員が公用車を運転していたところ、左方路地より飛び出してきた相手先の運転する自転車と接触し、同氏に負傷させたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は28万9,355円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成24年11月30日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 平成24年度矢吹町一般会計

補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,384万1,000円を追加し、総額を105億6万円とするものであります。

本件は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により全県民が被ったブランド・イメージの低下等による損害からの回復に向け、県の原子力被害応急対策基金を活用したブランド・イメージ回復支援市町村交付金が交付されることにより、風評被害の払拭や地域活性化につながる事業に取り組むほか、緊急的な財政措置が必要となった事業の補正を行うものであり、歳入の主な内容は、県支出金4,966万1,000円、繰入金1,130万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費がブランド・イメージ回復市町村支援基金の積立を行う基金運営事業により4,966万1,000円の増額、商工費が復興祭開催事業により650万円の増額、土木費が東日本大震災被災住宅修繕工事費助成金交付事業により382万7,000円の増額となるものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるとしてあります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第11、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 平成24年度矢吹町一般会計

補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,041万7,000円を追加し、総額を105億1,047万7,000円とするものであります。

本件は、11月16日に衆議院が解散したことに伴い、12月4日公示、12月16日投開票が行われる衆議院選挙に係る経費の補正を行うものであり、歳入の主な内容は、県支出金1,012万1,000円、繰入金29万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が衆議院議員総選挙費により1,041万7,000円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるとのものです。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第12、これより議案第59号 矢吹町本村地区第2回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第59号 矢吹町本村地区第2回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年11月14日に議会の議決を受けました矢吹町本村地区第2回工事（災害復旧）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、工事実施に伴いマンホールの再調査を行ったところ、損傷していないマンホール13カ所が確認されたことによる変更減であります。

これらの変更に伴い、486万2,550円が減額となり、契約金額が6,653万7,450円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号 矢吹町本村地区第2回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第58号、議案第60号～議案第66号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第13、これより議案の上程を行います。

議案第58号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

初めに、議案第58号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域主権一括法に基づく水道法改正に伴い、布設工事監督者の配置、基準及び水道技術管理者の資格基準に関し、矢吹町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

水道事業のさらなる効率的な経営を目指すため、布設工事監督者及び水道技術管理者を有する職員を配置し

なければならないと明示し、それぞれの役割分担及び機能強化を図るべく、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第60号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億6,128万1,000円を追加し、総額を108億7,175万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金3億538万3,000円、繰入金1億1,915万2,000円及び町債2,200万円をそれぞれ増額し、町税6,553万9,000円、国庫支出金1,775万8,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が施設開設準備経費助成事業などにより3,978万8,000円の増額、衛生費が放射線対策事業などにより3億7,987万9,000円の増額、農林水産業費が農作物等放射能測定事業などにより7,389万3,000円の減額、土木費が生活道路整備事業などにより5,428万8,000円の減額、災害復旧費が震災に伴う松倉大池線災害復旧などにより2,609万5,000円の増額となるものであります。

地方債補正の内容につきましては、事業費の変更により、公共土木施設災害復旧事業債を2,200万円増額し、4,390万円とするものであります。

次に、議案第61号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,582万3,000円を追加し、総額を22億9,813万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税1,516万6,000円、国庫支出金1億2,274万6,000円をそれぞれ増額し、繰入金6,208万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費211万7,000円、保険給付費7,126万1,000円、諸支出金244万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第62号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ194万7,000円を追加し、総額を4億5,828万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金431万8,000円を増額し、繰入金237万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費364万6,000円、公債費129万2,000円、災害復旧費45万円をそれぞれ増額し、事業費344万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第63号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ472万7,000円を追加し、総額を2億330万7,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金2万7,000円、町債470万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、災害復旧費500万円を増額し、維持管理費19万9,000円、公債費7万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、事業費の変更により災害復旧事業債を470万円増額し、940万円とするものであります。

次に、議案第64号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,038万3,000円を追加し、総額を11億6,302万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金2,992万1,000円、支払基金交付金723万9,000円、県支出金312万6,000円、繰入金439万2,000円をそれぞれ増額し、保険料2,429万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費126万6,000円、保険給付費2,570万円をそれぞれ増額し、地域支援事業費82万3,000円、基金積立金576万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第65号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,263万2,000円を減額し、総額を1億2,375万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料1,026万3,000円、繰入金236万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費236万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1,026万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第66号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額に548万4,000円を増額し、収入予算総額4億6,333万4,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に49万3,000円を減額し、支出予算総額を4億6,111万4,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、水道施設雷保険548万4,000円を増額し、支出の内容は人件費113万4,000円を減額し、企業債利息64万1,000円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

（午前11時23分）

平成24年12月17日（月曜日）

（第 2 号）

平成24年第372回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年12月17日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	7番	竹元孝夫君
8番	鈴木一夫君	9番	大木義正君
10番	熊田宏君	11番	角田秀明君
12番	柏村栄君	13番	諸根重男君
14番	藤井精七君	15番	吉田伸君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

6番 青山英樹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	円谷正雄君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君 教育次長兼 陳 野 秀 敏 君
学校教育課長

会計管理者 円 谷 一 雄 君 生涯学習課長
兼出納室長 兼中央公民 近 藤 尚 一 君
館 長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太 主 幹 兼
局長補佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、9番、大木義正君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

一般質問のトップバッターとして通告に従いまして質問させていただきます。

矢吹町は現在、東日本大震災の復旧、復興と東京電力福島第一原発の事故による放射能汚染に対する除染に全力で取り組んでおります。震災による復旧、復興については、国のさまざまな支援もあって前に進んでおりますが、除染に関しては残念ながら中間貯蔵施設の設置場所がいまだに決まらず、仮置き場についての理解や確保が難しい状況があり、順調には進んでいないと感じております。福島県民の安全、安心と、風評被害をなくすためにも、国と県が一体となって中間貯蔵施設の早期建設と最終処分場の確保を進めてほしいと願っております。

さて、14日に日銀の企業短期経済観測調査、日銀12月短観が発表されました。これによりますと、9月に続いて2期連続の悪化となり、企業の景気が落ち込んできていることが明らかになりました。ただし、福島県は復興事業による建設業が好調なことや、除染や震災復旧等の公共投資に支えられて、ほぼ横ばいとなっております。矢吹町の場合も県と同じような状況ではないかと推察しておりますが、震災の復旧、復興や除染の事業に一定のめどがついた後は、公共事業も少なくなり、以前のような厳しい経営環境になることも十分考えられます。町に進出している企業もリーマン・ショック以来、撤退する企業もふえてきております。このような状況が続けば、町の活性化はおろか逆に衰退の方向に進んでしまうのではと危惧しております。

そこで、町の復興と活性化をどのように進めていくのかを、私の提案を述べさせていただきながらお伺いしたいと思います。

初めに、第5次まちづくり総合計画では、最終年度に当たる平成27年度には町の人口を1万9,000人とするという目標を掲げておりますが、11月現在の人口は1万8,042人となっており、目標を1,000人ほど下回ってお

ります。ちなみに、西郷村の人口と比較すると、西郷村は11月現在1万9,747人で矢吹町の人口を1,700人ほど上回っております。第5次まちづくり総合計画がスタートした平成18年の4月の町の人口は1万8,727人でありました。今よりも685人多くいました。私は平成22年の6月議会でも同じような質問をさせていただきました。そのときの質問の中身は、第5次まちづくり総合計画も前期の5年目となりましたが、スタートした年より人口が180人ほど減っているのは、政策が効果を上げていないのではないかと、ふえない要因は何なのかといったことを質問させていただきました。町の答弁としては、2,000名からアンケートをもらったり、農短大や光南高校の生徒から意見を求めて、後期計画に反映させたいというような答弁をいただいた気がいたします。その質問をした平成22年4月時点の町の人口は、1万8,547人で今よりも505人多くいました。今は11月現在で1万8,042人です。この傾向が続けば、1万8,000人割れも目の前に迫ってきております。

改めてお伺いしますが、このような人口減少の要因は何が原因として考えられるのか、そしてこの減少傾向を食い止め、人口増加に転じるために、どのような対策を講じて政策に反映していく考えなのかお伺いします。

次に、矢吹町のほぼ中心部に位置する総合運動公園用地を町復興のシンボルとして活用してはどうかという提案をさせていただきます。

総合運動公園用地の利活用については、これまでに何度も一般質問等で取り上げられてきましたが、町の答弁はいつも庁内で検討しており、近い時期に方向性を出したいという答弁ばかりで、いまだに何も決まっておられません。町の厳しい財政状況の中で、多額の経費をかけて開発するのは現実的には難しいことは私も承知しております。それならば、余りお金をかけないで利活用できる方法を考えてみるべきではないでしょうか。20ヘクタール以上ある広大な土地をただ単に工場を誘致するか住宅団地にするとかよりも、毎日観光客や見学者が訪れてにぎわって、食事もでき、地元産品も買えるような施設もあれば、雇用と活性化に大きくつながっていくのではないのでしょうか。

ことしの8月に議会総務常任委員会で茨城県の東海村を視察した際に、つくば市にあるJAXA宇宙航空研究開発機構が運営するつくば宇宙センターを見学してきました。ここでは、宇宙開発の最先端分野の研究、開発、試験が行われており、日本の宇宙開発の中核センターとして多彩な活動をしております。その施設の一部に日本の人工衛星やロケット、アメリカのアポロやロシアのソユーズの衛星の一部が展示されており、子供たちを中心に多くの見学者でにぎわっておりました。このような施設を誘致するのも1つの方法だと考えます。

国には科学技術や産業ロボットを初め、多種多様な研究、開発機関が数多くあります。その中で研究、開発を行いながらも施設の一部に見学者が見学したり、体験できる施設があるような機関や事業所を誘致することができれば、交流人口がふえて矢吹町の活性化につながっていくのではないのでしょうか。国の機関にこだわらなくても構わないと思います。民間の会社でも大手の食品会社、お菓子メーカー、飲料水のメーカーなどでは、会社の歴史や製造工程を見学したり、体験してもらったりして見学者を受け入れている会社も多くあります。そのような企業を誘致するのも1つの考えだと思います。

いずれにしても私が提案したいのは、矢吹町に多くの人を訪れるような施設を誘致することにより、交流人口がふえ、雇用を生み、町の活性化につながっていく。このことが将来の矢吹町を考えた場合、必要な政策であると私は思っております。町の考えをお伺いします。

次に、安心して子供を産んで育てられる町を目指して、産科と小児科をあわせ持つ病院を町に誘致してはど

うかという提案をさせていただきます。

現在、矢吹町には子供を産める病院や医院が残念ながら1つありません。妊婦さんは遠くの病院まで通って診察を受けたり、出産したりしなくてはなりません。果たして、矢吹町の赤ちゃんはどこで生まれているのでしょうか。気になって調べていただいたところ、去年は160人の子供が誕生して、須賀川市にある2つの病院で産まれた子供が50人で全体の32%、白河市の2つの病院で産まれた子供が44人で全体の28%、郡山市の10カ所の病院で産まれた子供が32人で20%となっており、須賀川、白河、郡山市を合わせると全体の80%となっておりました。このように、町の妊婦さんも診察を受けたり出産したりするのに、遠くまで行かなくてはなりません。もし、矢吹町に産科と小児科のある病院ができれば、遠くまで足を運ぶ必要もありません。また、西白河郡を初め、石川郡や岩瀬郡などからも通院する人も多くなると思います。安心して子供を産んで育てられる町、それが矢吹町、こんなキャッチフレーズも使えます。

今でも町は、若者定住促進事業や子育て支援事業に取り組んでおり、一定の効果は出ているとは思いますが、冒頭で質問したように町の人口は減る一方です。人口の減少を食い止め、若い人が住んでみたくなる町にするには、この矢吹町に産科と小児科のある病院を誘致することが何よりの決め手となると思うが、町の考えをお伺いします。

次に、矢吹町の子供交流事業について教育長にお伺いします。

先日の子ども議会において、三神小と中畑小の子ども議員から、町内のほかの学校の6年生同士の交流事業は友達がふえるきっかけになるので今後も続けてほしい、また、友達になるのに時間がかかる人もいるので、1泊とか2泊での交流活動も考えてほしいという質問がありました。ブリティッシュ・ヒルズでの交流ということなので、英語の学習も体験できたこともよかったのかなと感じましたが、やはり町内のほかの小学校の6年生と交流ができて友達になれたということが一番よかったのかなと私には思いました。また、このような交流活動はとても貴重な体験なので、後輩たちにも体験してほしいのでこれからも続けてほしいという要望もありました。このような子供たちが喜んでくれる事業を実施していただいた教育委員会や小学校に対し、敬意を表したいと思います。

そこで、私が提案したいのは、子供たちに評価されているこの交流事業を対象学年を5年生や4年生まで拡大して、全部一緒の時期だと支障が生じるでしょうから学年同士で時期などを調整して実施してはどうかという提案です。日帰りにするか1泊にするかはカリキュラムを考慮して決めればいいし、場所もブリティッシュ・ヒルズでなくても、例えば那須甲子少年自然の家とか交流できるような施設があればどこでも見つかると思います。肝心なことは、子供たちに交流の機会をつくってやって、1人でも多くの人と友達になってもらうことです。4年生から交流すれば3回体験できます。5年生から交流すれば2回体験できます。体験を重ねるたびに友達がふえると思います。中学生になったときには、既に多くの友達がいて、楽しい学校生活を送れるのは間違いありません。交流事業の拡大について教育長の考えをお伺いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、9番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、まちづくり総合計画における目標人口についてのおただしについてであります。平成17年度の国勢調査人口は1万8,735人であったものが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成27年度の予測人口は1万7,730人となっていることから、人口減少を抑制すべく平成18年度に策定した第5次まちづくり総合計画の基本構想において平成27年度時点での人口目標を1万9,000人と掲げました。

第5次まちづくり総合計画の後期基本計画では、人口目標を達成するための方策として、町外からの人口流入の促進、町外への人口流出の抑制、子育ての支援に重点を置いた事業を位置づけ、これまで取り組んでまいりました。

1点目の人口流入の促進については、町内への定住加速支援を推進してきており、総合計画に位置づけた事業は若者定住促進事業、定住二地域居住推進事業等であります。特に若者定住促進事業では、夫婦の平均年齢が40歳以下の世帯を対象として、町内で住宅を取得した場合、固定資産税相当額の一定期間補助を行い、町内への住宅取得を促進し、人口流入を促してまいりました。これまでの申請件数は149件となっており、一定の効果があらわれているものと認識しております。

2点目の町外への人口流出の抑制については、本町で持続的で安定した生活を営めるよう雇用の確保に取り組んでまいりました。総合計画に位置づけられた事業は雇用確保推進事業、企業雇用促進奨励事業、企業誘致促進事業、農業担い手育成総合支援事業等となっており、若者世帯への雇用機会の創出に努めてまいりました。平成24年度前期実績では、延べ841名への職業紹介を行っております。

3点目の子育ての支援については、子育ては地域で担うものという方針のもと、子供を安心して産み育てられる環境の整備に取り組んでおります。主な事業としては妊婦支援事業、育児支援活動事業、教育ボランティア活用事業等の育児サポートを充実させたほか、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業、県に先駆けて対象年齢を18歳に引き上げた子ども医療費助成事業、出産祝い金の交付等による財政的な支援も実施してまいりました。

これらの事業に積極的に取り組んできたものの、昨年の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、事業所の撤退や原子力災害に対する不安により人口の流出に拍車がかかっている状況であります。震災直後の平成23年3月末の現住人口は1万8,175人に対し、平成24年11月末現在の人口は1万7,905人となっており、減少している年齢を見てもゼロ歳から24歳で173人の減少、30歳から39歳で157人の減少と子供、若者世代の流出が加速していることがわかります。これらは東京電力福島第1原子力発電所の事故の影響が最も大きな要因と予想されるため、原子力災害に対する不安解消を早期に実現させなければなりません。そのため、震災直後より開始した空間線量のモニタリング、生活環境の除染、放射線量低減化、農作物のモニタリング調査、健康管理調査等について引き続き最重点課題として取り組んでまいります。比較的放射線量の高い本町の西側地域の除染を初め、町内全域のホットスポット除染に取り組み、生活環境の放射線量低減化に努めるとともに、ホールボディカウンター調査事業を実施するなど将来にわたる健康管理体制を整備し、子供を安心して産み育てられる環境の確保に努めてまいります。

また、昨今の社会経済情勢の低迷に加え、震災の影響を大きく受けた地場産業の活性化に取り組み、雇用の確保を強化する必要があると考えております。福島県の復興再生基本方針でも示されたとおり、本町は再生可

能エネルギーの実施拠点の候補地に指定されており、震災を機に新たに着目されている新事業を取り入れつつ雇用の確保に努め、人口流出抑制を図りたいと考えております。

以上、これまでの取り組みに加え、原子力災害を克服した安全で安心な子育て環境の整備、復興事業への積極的な取り組みをもって、今後、本町の人口増加対策を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町復興のシンボルとして総合運動公園用地に施設等誘致し、町の活性化を図るべきではないかとおたただしであります。総合運動公園用地の利活用については、財政再建を優先する必要があることから、しばらくの間は事業を凍結せざるを得ない状況にあり、町民の皆様にご理解をいただいております。財政再建3カ年計画は、とりわけ財政状況が厳しい平成19年度から平成21年度に町民、行政が一丸となり財政再建に取り組んだ結果、当初の目標が達成されました。このことから、改めて平成22年度当初より町内に総合運動公園用地利活用検討会議を立ち上げ、利活用の検討を再開し、年度内には利活用の仕様などを取りまとめることにしておりましたが、東日本大震災等により作業が中断し現在に至っております。今年度は、平成19年に地区住民、元地権者に説明してから5年が経過することから、活用方法の方針を定めるべく総合運動公園用地利活用事業基本方針案の策定をすることで、改めて検討を始めたところであります。

基本方針案では、これまで町内で検討されてきた利活用の方法から課題の抽出を図り、それに加え震災からの復興に資する新たな観点を取り入れ、具体的な方向性を明確に定めることを目的としております。基本方針案の期間は、第5次矢吹町まちづくり総合計画の最終年度及び矢吹町復興計画の集中復興期間最終年度である平成27年度までの予定を記載し、基本方針案をもとに第6次矢吹町まちづくり総合計画において実施計画を策定し、事業の実施を図ってまいります。

なお、具体的な利活用の実現が可能な状況となった場合は、前倒しした事業展開を実施したいと考えております。今年度は基本方針案について町内の合意形成を図るべく、復興推進室において内容を精査し、方針案を取りまとめる予定であります。議員おただしのとおり、東日本大震災の復興のシンボルとして総合運動公園用地を活用し、町の活性化につなげる視点から、雇用と観光を見込んだ対策をとることは必要であり、貴重な町民の財産をできるだけ早い時期に活用することが望ましいと考えますが、最も効果的な方法を選択することが重要なことから、基本方針案がある程度明確になった段階で改めて議員の皆様にご説明をさせていただき、ご意見をいただくとともに関係団体との意見交換、町民の皆様の意見聴取の機会にお進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、安心して子供を産んで育てられる町を目指して、産科と小児科をあわせ持つ病院を誘致して、若い人が住んでみたくなるまちづくりを進めるべきではないかとおたただしであります。本町の医療機関の状況といたしましては、3病院、7医院の医療機関がありますが、産科の診療科目がない状況であり、小児科につきましても1医療機関のみの診療となっております。このような状況から、産科と小児科の不足に関しましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点政策であります子供を安心して産み育てることができるとまちづくりの実現のためにも、議員ご指摘のとおり喫緊の課題であると認識しております。

平成23年度の本町の妊婦160名の分娩医療機関を見てみますと、須賀川市内の産婦人科が32%、白河市内28%、郡山市内21%、そのほかは会津若松市、福島市、県外等の実家に里帰りし出産している状況にあります。

また、小児医療機関の受診状況としましては、予防接種は指示医で接種することから、傾向を見てみますと、町内の医療機関での接種は57%、白河市内13%、須賀川市内13%、鏡石町内11%となっており、半数以上が町内の医療機関にて接種しており、かかりつけ医であることが推察されます。議員おただしのおり、若い人が住んでみたくなるまちづくりのためには、これまで以上の子育て環境の整備と医療機関の充実が必要であると考えております。今後も、重点政策である子供を安心して産み育てることができる町を確実に実現できるよう関係機関と連携を密にし、産科、小児科の誘致につきましても積極的に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で9番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

[教育長 栗林正樹君登壇]

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

9番、大木議員のご質問にお答えいたします。

子ども交流事業についてのおただしであります。町内の小学6年生の交流会は平成22年度の子ども議会において、三神小学校の児童から中学校に入学するに当たって多くの不安を持っている、中学校で一緒になる皆さんと交流の機会を設けてほしい、中学校に入学する前に友達をつくりたいとの提案を受けまして、すばらしい考えであると思ひ、各小学校の校長先生方と協議をしまして、平成22年度は善郷小学校体育館を会場に、初めて小学6年生の交流会を開催いたしました。

平成23年度には、夏期講習会において矢吹中学校を会場に4小学校児童をばらばらに学級編制をし、学習を通して交流ができるようにしました。

今年度は、町内4小学校の6年生183名が一堂に会して、6月8日にブリティッシュ・ヒルズを会場に交流会及び外国語学習、異文化体験研修を実施し、4小学校の子供たちが友情をはぐくみ、交流を深めることができました。

事業実施後のアンケートによりますと、子供たちにも教職員にも大変好評でありました。

来年度は子ども議会における提言を受けまして、小学校6年生の1泊2日での英語研修を兼ねた交流会を実施して、より効果的な学習及び交流活動となるようにしたいと考えております。

議員ご指摘の対象学年を拡大して交流会を実施してはどうかというご提案ですが、4年生、5年生から交流を深めることによって6年生はより一層深い交流が行われるようになることから、その点からは大変よいことであると存じております。しかし、各学校の行事、授業の状況、教科時数の確保の問題、子供たちのクラブ活動、交流会の実施場所、実施時期等多くの課題があり、他校との交流を早急に実施することは難しい状況にありますので、もう少し長期的な見通しの中で議員ご提案の内容を生かすことができるよう検討してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（大木義正君） まず初めに、人口が減少しているのは、一番は原発事故の影響があつて県外に流出の歯

どめがかからないというなお話であります、私も考えるには多分、今の時点で一番それが原因が大きいのかなというふうには思いますけれども、このまちづくり総合計画がスタートして、この大震災とか原発事故が起きる前もやはり人口の減少に歯どめがかかっておりません。やはりそのあくまでも1万9,000人という目標は目標でしょうけれども、やはりその人口が減っていくということは、将来の町の活性化にはつながっていかない。やはり若い人が多くいて、働く人が多く住んでいるような町にしていけないと、将来の矢吹町の発展はないと私は思っております。そういう意味でも、それぞれに若者定住施策や子育て事業、あるいは雇用をふやすための工場の誘致とか、努力されていることは十分私も承知しておりますが、やはり将来の矢吹町のしっかりした礎を築くには、もっと先を見越した政策を今から考えてやっていかないと、なかなか今の人口減少というのは食い止められないんじゃないかなと思います。

そういうことで、いろいろな町長の場合は財政再建、きちっとやって道筋をつけましたし、やはり中学校改築もあれほど反対もあった中で、子供たちの安全、安心のために改築するという強い決意のもとで震災の前に完成させて、町民から喜ばれております。そういう熱意がある町長ですので、ぜひともこの将来の矢吹町のしっかりした礎を築いてほしいと思うわけです。だから、例えば町内のことはもう副町長に任せて、自分はもういつも東京とか大阪とか省庁とか行って、矢吹町をぜひこういう施設を持ってきてください、ぜひ進出してくださいというような、そういうトップセールスをもっと熱心にやってもらえればと私は思っておりますが、その辺のことをお伺いします。

あと、そこのところへなかなか財政的に財政再建が優先したので、なかなか利活用、今まで決められなかったということでしたけれども、何もお金をかけなければ何ができないという問題でもないと思います。1つの例として、最近マスコミでも何回か取り上げておりますので町長もご存じかと思いますが、北海道の北見市に山の水族館という淡水魚の水族館がありますけれども、ここは今までは月1,500人程度の見学者しかいなかったんですけども、今年度に3億円をかけてリニューアルした。通常、水族館のリニューアルというのは30億円くらいかけるのが普通という常識なそうですけども、3億円しか金ないからこれで何とかやりたいということで、担当者あと設計者の熱意とアイデアが功を奏しましてリニューアルしたところ、今、月に10万人を超す見学者があつて、今や旭山動物園と並ぶ観光スポットとして、今、にぎわっている。だから、アイデアとか熱意があれば、お金をかけなくても人を呼べるというそういうところもあるものですから、ぜひともそういう形で運動公園の利活用を図っていただければと思います。

病院に関しても、なかなか現実的には、今、産科の医師も不足してますし、小児科の医師も不足してますので、矢吹町に持ってくるのは容易でないというのはわかります。質問している私も大変だっぺなと思っておりますけれども、やはり夢のような話かもしれませんけれども、人類が月に行くことができたのはるかかなたに見える月に行ってみたいなと最初にだれかが思ったからアポロ計画というものがスタートして月に行けたわけですから、そういう意味でやはりそういう希望、夢を持って将来の矢吹町をこうしたいなと思う熱意をぜひ町長には持っていて、実現していただきたいと思います。その辺について考えを質問いたします。

あと、子ども交流事業について、私は再質問はしないと思っていたんですけども、今の教育長の答弁を聞くと4年生、5年生はちょっと今の時点で難しいと、いろいろな各学校の行事とかいろいろなことがあつて難しいというようなことをおっしゃったんですけども、6年生でできて何で4年生、5年生ができないのか、

その辺が私、ちょっと理解できません。やる気がないんだか、それとも本当にそれだけ調整するのが5年生、4年生の場合は難しいのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 9番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点質問がございました。

まず、人口が減少している内容等についてのおただしでありますけれども、まずは議員も認識されており、今、現在大幅に人が減ったという一番の要因は放射能の問題だろうというふうに思っておりますが、ただ、さらに中身を見ていくと、震災以前からも減少傾向にあったらうと、この問題については、さきの質問の中でも具体的な数字を提示しながら質問されておりましたが、まさしくほかにも大きな要因があるというふうに思っております。

今、町の人口の動態を見ますと、出生数よりも亡くなっている方のほうが多いということで、自然に減少している傾向というのがずっとずっと増加傾向にございます。私が就任したころは、年間のお葬式の数も百四、五十件だったものが、今はゆうに200件を超えます。ですから、出生数160人としますと、四、五十人の方が亡くなっている方が多いということで、その中でも14年間で五、六百人の数が減ってしまうというようなそんな状況にあるということも十分認識はしております。しからば、これらに対する対応をどうとるんだということで、放射能の問題等については先ほども答弁をさせていただいたとおりでございます。この自然減の部分については、いわゆる子供の数をふやしていかなければならない、そのためにはさまざまな町のほうでも政策として打ち出ししながら、人口の増加政策というものをとっているんですが、しかしそれも、それなりの効果はあったにしても、結果的には人口が減っているというようなそういう状況にございますので、内容等をさらに精査し、さらにどういう政策がより効果をもたらすんだということを含めて、例えば今までは子供のためにさまざまな政策を打ってきましたが、出生数の増加を図ることももちろん大切ですが、外部からの流入ということにより重点的な視点を移すことも必要なんだろうというふうに思っております。そうした意味では、町の中心街の復興計画というものもございますが、同時にあわせて都市マスタープラン、これも計画を策定する予定でございますので、矢吹町の均衡ある発展ということで中心市街地以外にも中畑、三神地区の人口の減少対策ということでさまざまな考え方を打ち出ししながら、議員の皆様にももちろん相談しながら人口の増加政策というものをとっていききたいというふうに思っております。将来の町の活性化につながらない、人口を今後ふやしていかなければ矢吹町の将来はないというようなご指摘、さらには先を見越した政策を打つてというようなことでございますので、今後も熱意を持って頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

私もできるだけ東京や大阪、さまざまなつてを頼って足を運んでいるつもりではおりますが、今まで以上に熱意ある対応ということで、そちらのほうのトップセールスにも力を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

総合運動公園については、何度も議員のほうから議会のほうで質問されております。そのたびに私のほうが

その場しのぎみたいな形で答弁をしているというようなご指摘もございました。素直にきちっとした説明、さらには先が見えてこないことについておわびを申し上げたいというふうに思っております。今後、さまざまな視点でもってお金をかけないというような具体例も出されておりますので、そうしたようなことも含めて、より効果的な雇用の確保も含めて、さらには観光客の誘客も含めて、さまざまな視点で検討を加えて、先ほど説明させていただきましたが、できるだけ早い時期に計画を議員の皆様にお示しできるよう努力をしてみたいというふうに思っております。先ほど第6次の総合計画という話をさせていただきましたが、できるだけ前倒して計画が皆様のほうにお示しできるように努力を重ねていきたいと思っております。アイデアが本当に必要なだろうというふうに思っております。旭山動物園と匹敵する淡水魚の水族館の話、大変参考になりました。そうした視点も今後、選択肢の中に取り入れていきたいというふうに思っております。

3点目の病院についてでございます。これは本当に難しい問題だなというふうに思っております。福島県は日本でも10万人当たりの医師数が最低ランクに位置されている。特に福島県の中でも県南地域の医師の不足については深刻な問題になっております。第2次救急医療の問題等含めて医師の確保、あわせて今、西白河郡の市町村会で医師確保のためにさまざまな意見を交換しているさなかでございます。できるだけ安心して、そして安全な町ということになれば、人口の増加政策も含めて医療機関の充実というのは抜きにして語れない、そういう大切なそして大きな問題だというふうに思っております。医師の確保、さらには産科、小児科の不足ということについても、辺地の傾向にこの地域はございますので、どのような形で医師の確保ができるかということにつきましても、今後、医療機関はもとよりですが、県、国のほうにも医師の確保というもの、特に産科、小児科の確保についても矢吹町の喫緊の課題だということを前面に出して要望活動をしていったり、病院にも直接そうした形で産科、小児科の開設をしていただけるよう医師の確保についてもお願いをしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で大木議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員への再質問にお答え申し上げます。

子ども交流事業について、6年生にはできて、なぜ4、5年生にはできないのかというおたがしでございますが、小・中学校のまず授業日数というのが決まっております。これは条例規則の中で町として決めているわけでございますが、しかし福島県内共通でございます。授業日数が決まっております。そして小・中学校の教育課程、これは学校の年間の計画でございますが、その中ではこの国の法令で教科時数というのが決まっております。そういうことからしますと、実は各学校の行事を持つとか何かをするというのは、そういう決められた日にち、決められた時間の中で実施をするということになるわけでございます。ですから、今回、来年度に向けて、来年度は1泊2日でブリティッシュで6年生の交流活動を含めた英語活動をお願いしたいというふうに小学校に依頼をしました。各学校では検討を重ねて、子ども議会で子供からの要望ですということをお願いしたわけですが、なかなか返事がなかったわけですが、しかし、時数のやりくりをして来年度1泊2日の予定が何とかかなりそうだとということで、今、計画を立ててもらっているところであります。

それで、1泊2日の計画についても、各学校では工夫をいろいろ重ねておまして、英語活動で何時間か取るとか、総合学習でとっていいでしょうか、そうしないと国語とか算数の教科時数を減らさなければならない。それを減らされては困りますと。もちろん法令で決まっているものを下回るわけにはいかないということが原則であります。

そこで、その6年生にできてなぜ4、5年生でできないのかということでございますが、実は教育委員会として各小学校に子ども議会からの要請と申しますか、それもあってブリティッシュ・ヒルズでの研修あるいは今年度です、それから来年度は1泊2日ということについては、6年生が無理なら5年生でもいいですよということで検討してもらったわけですが、4、5、6年生であるいは1年から6年までというふうに考えてもいいんですが、1日研修の時間をとると申すことは、先ほど言いましたように授業時数等の問題から、どの学年であっても実はなかなか大変なことなわけでございます。そういう中で、例えば6年生をそろそろやと、じゃ、修学旅行をなくすことがいいかと、しかし修学旅行は修学旅行で別な教育目的がありまして、子供たちに別な体験をさせたいと、そういうことで実施しているということなどもありまして、時数のやりくりを何とか6年生は行ったということですが、4年生、5年生も、じゃ、来年度から実施できるかという、今、ご答弁申し上げたような内容から、実施することは今のところ難しいので、交流活動ということでは大変いいことでございますが、学校教育全体から考えると、なかなか時数を生み出すことが難しいので、もう少し時間をいただいて検討しながら、できるだけ、必ずしも1日でなくても半日でも交流活動ができるように今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で9番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時51分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時03分)

◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告2番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 改めまして議場の皆さん、おはようございます。

2番ということでよろしく申し上げます。

通告書に従いまして私のほうは3点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、学校のいじめ問題についてお尋ねいたします。

これは前回の一般質問でも私が取り上げさせていただきましたが、再々質問まで行きました私の提言がある

程度通ったかなと思ったところ、教育長の異例の発言がありまして、ちょっとそれが取り消されたということがありますので、再度取り上げさせていただきます。

まず最初に、文科省の緊急調査で今年度いじめが急増しているということです。これマスコミ報道でも盛んに報道されております。これを受けて、現在の町の認識はどのようなものかということでお尋ねを申し上げます。

次に、アンケート調査を実施しているということですが、このアンケート調査の現在の状況についての報告を求めます。

それから、学校と教育委員会のほかに第三者によるチェック機関、監視機関を設けたらいいんじゃないかということで、前回も私は強く申し上げました。これは教育長も認識しているとおおり、例えば例を挙げますと、ことし8月に中学生を対象とした少年の主張の中でもいじめという問題が取り上げられております。前回の定例会の執行部側の発言では、矢吹町にはいじめは存在しないと、ありませんということでしたが、そういった青年の主張の中にこういう問題があるということは、いわゆる生徒と先生、あるいは学校と学校教育課の間に微妙な温度差があるのかなと、こういったことを監視したり改善するためには、やっぱり第三者による監視、チェック機関が必要なのかなと私は強く思いますので、この場をおかりして提言したいと思います。過去の重大な事件に関しても、最初は学校側はいじめはないんだという発言なんです。後に保護者あるいは警察まで介入してどんどん進んでいくと、実は学校側もいじめを認識していたというような発言が多々ありまして、マスコミでもこういったことが取り上げられておりました。こうした意味からにおいても、第三者の監視機関、チェック機関というのはあってしかるべきかなと私は思いますので、担当の所感を伺ってみたいと思います。

続きまして2番、町の決算及び財政の状況についてお伺いを申し上げます。

まず最初に、企業会計制度についてお伺いします。

これは以前の定例会におきまして、私、一度取り上げております。そのとき、執行部、町長の発言によりますと、作成と公表について法的義務はないが、県も重要な取り組みと考へ、各市町村を対象に実務研修を行っている、当然矢吹町もこの実務研修には参加をしているということでした。そうしたことから、この企業会計制度導入に対する町の考へと進捗状況についてお伺いを申し上げます。

私がなぜこういうことを取り上げるかといいますと、現在の実質公債費比率あるいは将来負担比率というような公表では、せっかく現在、町長初め執行部の努力で財政問題もどんどん改善されてきたと、実質公債費比率も改善されてきたという報道がされておりましたが、いつどの部分がどう改善されてどのようによくなったかというのが見えてこないわけです。例えば例を挙げますと、平成23年度の水道事業所の決算です、水道事業所はご存じのとおり企業会計制度を導入しておりますが、例えば損益計算書を見ますと、平成23年度の水道事業所の単年度決算は赤字でございます。ただ、これは知らない人が見ると独占事業みたいなことをして何で赤字なんだと、一般的にはそう見られるんですが、これは企業会計制度を導入していますから、ある程度財務を知っている人、あるいは決算書を読める人、あるいは簿記などを学んだ人が見ると、単年度は赤字ですが実は減価償却を1億5,000万ぴっちりこなしています。ですから、これは見る人が見ると水道事業所の決算、これ実は実際は黒字という見方ができるわけです。ましてや貸借対照表を見ますと、自己資本率もきっちり高いと、本当に東日本大震災で水道関係もかなり打撃を受けましたが、そういった数字を見ますと単年度赤字

であっても震災に負けないきちんとした自己資本率も出ていますし、長年執行部初め関係者の努力あるいは現在担当している担当課の努力が見えるわけです。こうしたことから、私は企業会計制度を導入すべきだということをお願いしたいと思います。

今、自己資本率の話を出しましたが、ここでちょっと伺います。水道事業所の貸借対照表の中で、企業債、いわゆる借り入れです、借り入れが資本の部に組み入れられております。これ私から言わせると、企業債は負債の部に行ってしかるべきなのかなという考えを持っています。この企業債が資本の部に入りますと、自己資本率が71.5%にもはね上がります。この企業債が私が主張しているように仮に負債の部に来ましても24.9%ですから、本当に県南地方で本当に健全な経営をしているといわれる例えば白河信用金庫でさえ、19.幾らですから、矢吹町の水道事業所は本当に立派な決算をしているんだということが見受けられるわけです。ついでに矢吹町における平成23年度一般会計の自己資本率をわかれば教えていただきたいと思います。

続いて、平成23年度の決算を見ますと、公的機関からの借り入れの金利が極めて高いということが見受けられます。希望者の方には資料をお配りしましたが、資料2のほうを見ていただくとわかります。公的機関からの借り入れが4.95、あるいは4.75、4.85と極めて高い。一方、資料2の1ページの下の方の民間からの金融機関があります。例えば信金が0.85、東邦銀行が0.995、J A東西しらかわが0.99、かなりの格差があるわけです。これは当然、私もわかっております、借り入れの年度が違うじゃないかと、その年度が違うと。その年度借り入れをした公的金融機関から借り入れをしていたその年度には、その金利で安かったんだというような多分説明になるのかなと思います。ただ、政治とか行政というのは生き物で、当然今、世界的な超低金利時代でございますから、この時代に民間が1%前後の金利の時代に、やっぱり町の借り入れで4%後半があるというのはちょっといかがなものかなという気が私はするのです。確かに、5%以上のもがないので町や執行部の努力は見受けられます。かなり努力をしたんだろうなと。あと借りがえとか金利の引き下げ、できるものは一生懸命やってきたんだろうなということは見受けられますが、先ほど申したこの超低金利時代にやっぱり4%後半、4%台があるというのはちょっと私は目につきますので、努力は見えるんですが、もう一步の努力ができないのかということに関しましてお尋ねをいたしたいと思います。

最後に3番目、県立矢吹病院の閉鎖型病棟新設案問題について伺いをいたします。

この問題に関しましては、町当局と議会側が県に出向いて、矢吹町の考えとしては反対であるというような旨の話をしてきたということは周知のとおりであります。その後、県側の動向とその対応についての報告を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、県は今年度予算に設計費を計上しているわけです。これがその後、発注され実務に入ったのかどうかという点も尋ねてみたいと思いますので、よろしく思います。

最後に、当町での建設案に対する町長の実直な考えを伺いたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、企業会計制度導入についてのおただしであります。現在、町の財政状況を示す指標の一つとして、実質公債費比率や将来負担比率を算定し、町広報紙やホームページで公表しておりますが、議員ご指摘のとおり、このような比率だけでは財政状況が明確に把握できにくいものと認識しております。このことから、自治体財政健全化法の健全化判断比率を踏まえて、町が財政健全化に向けた取り組みを進める上でも地方公会計制度を活用し、資産や債務の正確な把握、行政評価や予算編成を行うことは大変有効であると考えております。本町といたしましても、第5次矢吹町行政財政改革大綱に基づく行財政改革実行計画、集中改革プランにおいて、新地方公会計の整備を健全な財政運営の推進項目として位置づけており、中、長期的な視点で町の行財政運営に役立てるためにも、そして持続可能な財政基盤を確立し、健全な財政運営に取り組んでいく上でも財務4表の整備は不可欠であると認識しております。行政活動の説明及び報告の役割を果たす財務4表による町の財政状況を、議員の皆さんを初め、町民の方に早期にお示しできるよう今年度中の公表を目指して整備を進めている段階でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、起債についてのおただしであります。本町が平成23年度に借り入れを行った地方債の総額は、一般会計で10億4,250万円であり、前年比で3億1,680万円の増となっております。増額の要因としましては、矢吹中学校改築事業に伴う地方債の借り入れによるものであります。また、平成23年度に償還した利子額は1億2,950万7,000円であり、元金6億3,117万2,000円と合わせて元利償還額は7億6,067万9,000円となっております。前年と比べますと元金が3,495万円の減、利子額が439万円の減、合わせて3,988万9,000円の減額となっております。これは過去の大規模事業である駅周辺整備事業等の償還が終了したことによるものであります。

次に、金利引き下げ、借りかえについてのおただしであります。本町は平成19年度から平成21年度にかけて財政健全化法に対応する自治体の公債費負担の軽減対策として、財政健全化計画及び公営企業健全化計画を策定し、公的資金補償金免除繰上償還に取り組みました。町が過去に借り入れた利率5%以上の公的資金を補償金の支払いが免除され繰上償還を行える大変有利な制度であり、3年間で一般会計については総額1億9,013万6,000円を一括で繰上償還し、特別会計及び水道事業会計については総額9億3,123万3,000円を低利の資金への借りかえを行いました。これにより本町においては、利率5%以上の地方債は平成21年度末ですべて償還終了となり、公債負担軽減を図ることにより財政再建3カ年計画を達成及び実質公債費比率の大幅な改善を図ることとなりました。現在、一般会計で利率3%以上の地方債は総借り入れ件数のうち16%に当たる29件であり、昭和62年から平成8年にかけて、いずれも旧大蔵運用部等の政府系公的資金からの借り入れによるものであります。補償金免除繰上償還制度は臨時的な特例措置として期間限定で設けられた制度であり、通常任意に繰上償還を行う場合には、満期までの金利相当額である補償金を元金に合わせ、一括して支払うことが義務づけられているため、繰上償還を行うことによる財政上のメリットが生まれにくい仕組みとなっております。また、この任意繰上償還を行うに当たって問題となるのは、償還に当たる財源の確保であります。後年度の償還額分の財源を一括して確保する必要があることから、震災からの復旧、復興を最優先として各事業に取り組んでいる本町としましては、財政調整基金とのバランスをはかりながら繰上償還を実施してまいります。

以上のことから、現時点で利率3%以上の地方債のすべてを繰上償還することは困難ではありますが、残り数年で償還が終了する地方債の繰上償還や補償金の一部または全額を免除される借り入れ先もありますので、

利率3%以下の地方債についても財政状況を見きわめながら繰上償還を行うことにより、後年度の公債費負担軽減等の改善策を講じることも検討してまいりたいと考えております。

なお、水道関係の企業債等のおただしについては、上下水道課長より答弁させますので、よろしく願い申し上げます、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、県立矢吹病院の閉鎖型病棟新設案についてのおただしであります。初めに、その後の県側の動向と町の対応については、本年度9月定例議会において県立矢吹病院の閉鎖型病棟新設案問題について、皆さんの意見を聞きながら慎重に判断していきたい、今後さらに多くの意見を聞きながら対応していきたいと答弁させていただきました。その後、6月29日の議会全員協議会において議員の皆様のご意見を伺い、全員一致で反対する方針で意見がまとまりました。これらを踏まえ、私は7月10日に正式に福島県保健福祉部長に閉鎖型病棟新設について反対の意向を伝えてまいりました。この考え方は今も変わっておりませんし、今後も変えるつもりはありません。県では町の了解が得られないと本事業は実施できないと説明しており、現時点で設計の発注もなく、その後の動きもない状況でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

学校におけるいじめの問題についてのおただしであります。まず初めに、今回の文部科学省により実施されたいじめ問題に関する児童・生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査についてですが、この調査は8月1日から9月22日を調査期間としていじめの早期発見、早期解消につながるよう緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するために実施されました。その結果が11月22日に公表されました。この調査によると、全国的にはいじめの認知件数は小学校8万8,132件、平成23年度より5万5,008件の増、中学校4万2,751件、平成23年度より1万2,002件の増であります。いじめの認知件数のうちいじめが解消しているものの割合は78.9%、平成23年度は80.2%なので1.3%の減、いじめの対応については、ひやかし、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるの割合が66.8%、平成23年度65.9%で0.9%の増との結果でありました。議員ご指摘のように全国的には急増しておりますが、矢吹町の小・中学校の調査においては、いじめはゼロ件でありました。町教育委員会では、いじめはどこの学校、どこの学級でも、そしてどの子にも起こり得るものと認識しております。このようなことから、いじめについての理解を深め、いじめの未然防止の指導とともに、万が一いじめが発生した場合の早期発見に努めるよう教職員への指導を強化しております。

町ではアンケート調査を定期的に行うことにしており、町内小・中学校では10月下旬から12月にかけてアンケート調査を行っております。このアンケート調査の結果は、いずれの学校も該当者なしとのことであります。しかし、アンケート実施後にある学校でいじめられているので学校に行きたくない、毎日のようにちょっかいを出されていて困る旨の保護者からの相談があった案件が報告されました。この案件は、事実確認後学級担任、校長等の指導により解決しております。このようなこともありますので、町教育委員会としてはアンケート調査は、いじめの早期発見の一方法であるが、アンケートに記入できない子供たちもいることを考慮し、

日ごろの観察や保護者との連携等により早期発見、早期対応に努めるよう重ねて指導しております。

次に、第三者によるチェック、監視機関の設立についてですが、いじめにより生徒がみずからその生命を絶つという事件が発生していることは、極めて痛ましく遺憾であります。学校教育においては、生命尊重が何よりも優先することありますから、その生徒の生命を救えなかったことに対し、極めて痛ましく悲しい出来事であると思っております。その原因なり詳しい経過等の解明は、第三者委員会にゆだねられましたが、その解明される内容を注視し、わが町においてそういういじめ問題が起きないように、これまで以上に心して指導していきたいと考えております。

第三者によるチェック、監視機関の設立のご提言につきましては、第三者機関は教育委員会等から独立した委員のみをもって構成し、徹底した調査を実施した上で原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策を提言することを目的に設置するものであると考えております。現在、学校での生徒指導上の問題については、教育委員会までは校長からとスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等からも情報が入り、町民の方から連絡があることもございます。それらの内容によっては、保健福祉課、児童相談所等の関係機関との連携のもとに解決を図る場合もございます。いじめ問題については、教育委員会に情報が入る前に解決するケースが多く、今回のように事後報告になることが多いわけでありまして、このようなことから、現状においては各学校等において大きな問題になる前に解決の方向に進めることができているわけがございます。議員ご提案の第三者機関は早急に設置する必要はないと考えておりますが、解決が長引く案件や重大な案件等が発生した場合には、すぐに第三者機関を設置できるよう設置要綱を作成し、学校や教育委員会からは独立して活動できる委員をいつでも任命できるよう準備しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

上下水道課長、円谷清茂君。

〔上下水道課長 円谷清茂君登壇〕

○上下水道課長（円谷清茂君） 5番、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

ご存じのように水道事業は企業会計法を適用しております。その中で、貸借対照表という比較する数値が入っております。その中においては、負債の部、資本の部がイコール資産という形の会計制度をとっております。ご指摘のように企業債については資本の部に計上をされております。このことは、確かに借金も財産のうちという考え方に紛らわしい制度になっておりまして、実は今般の地域主権に沿った見直しがされようとしております。平成26年度の当初予算からこの見直しがなされまして、現在、システム会社等と協議中でございます。25年度の当初予算に計上すべき協議を進めております。この改革については、既に監査委員のほうからもご指導を得ておりまして、そのような協議に入っております。平成26年度当初から紛らわしいような表現はなくなるということで、今、改正に向けた協議を進めております。

次に、実質公債費比率に絡んだ企業会計の自己資本比率でございますが、平成23年度水道事業会計の決算から算出されます自己資本比率は51.6%でございます。これは60%というのが理想とされておりまして、数字が高いほど安定された経営をなされているという数字の目安になります。51.6%という数字が出ております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） まず最初に、学校のいじめ問題につきまして、私が再三、第三者によるチェック機関、監視機関を設けるべきだという提言をしておるわけですが、教育長の説明によりますとそういう準備はいつでもしているし、今のところ必要ないという旨の答弁だったと思います。

ここでお尋ね申し上げます。私はこういう機関をつくることはメリットこそあれデメリットはないと思うんです。これをつくることによるデメリットというのはどうお考えなのか、ちょっと私、疑問なのでお尋ねしてみたいと思います。また逆に、こういうものをつくらないとメリットどころかデメリットが多いと私は思うんです。ですから、全国的にさまざまな事件が起こっているわけなので、整理しますと、つくらないためのメリットというのは何なのか、つくった場合のデメリットとは何なのかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、2番の財政問題につきまして、以前、矢吹町も企業会計制度の県の実務研修に参加してまして、近々これを作成、公表したい旨の返答でした。その後、震災等がありましてさまざまありますが、大体これ何年度ごろに公表できるのかをお尋ね申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

企業会計についてのおただしでございますが、何年ごろに企業会計に移れるのかというようなおただしでございます。詳しい現在の状況、今後のスケジュール等については、企画経営課長より答弁をさせますので、よろしくお願ひ申し上げて再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えを申し上げます。

大変難しいご質問をいただきまして、と申しますのは、つくらなかった場合のメリットというのが回答が大変難しいというふうに思います。そのメリットとデメリットについては、このように考えております。第三者委員会、第三者機関を設けることのメリットは、何といたってもいじめ問題解明の一助になることは間違いがない。それからいじめ問題について、解決がこじれそうな場合、第三者により解決しやすくなる。そして第三者により公平な判断ができる。それから4番目は、教育委員会や学校等がいじめ問題を隠そうとしたり、過小評価しようとするのを防ぐことができる。5番目はいじめ事案の解明もさることながら、いじめの防止力、いじめ防止に寄与できると、このようなメリットがあると考えております。

一方、デメリットは何かといいますと、これはいじめの案件にもよるわけでもございますが、場合によってはいじめ問題について学校は第三者機関から実態調査や報告を求められ、正常な教育活動に支障が生じることが予想される。これはどういうことかといいますと、もちろん取り上げなければならないいじめ問題について

は、これはもう必死で取り組まなければならないのは当然でございます。しかし、子供たちの様子からしますと、何かいじめの案件がありますと、当然学校では子供たちを一人一人を呼んで、内密にどうということなのかという解明を図ります。そして適切な処置をすぐに講じます。でも、そのときに第三者委員会がそこに実態報告を求める、すぐにということになると、すぐ対応せざるを得なければならない。では、そのいじめ問題を解決しようとするときに、その報告が矢のように来ますと、なかなか大変になる、そういう意味で。それからもう一つは、当然多くの仕事量がふえますので、授業その他の教育活動に支障が生じることも予想される。それは大津の事件等においても、今、いろいろと設けられているわけですが、あの場合には市の教育委員会から何人も学校に向いて、資料作成あるいは授業の補充とかについては配慮しているというようなことでございます。そういうようなことも1つ予想される。それから2つ目はプライバシーの問題やいじめの原因究明の困難な場合は、実態解明が大変難しい場合がある。3番目は第三者委員会の実態把握や原因究明に時間がかかることと、その手法等に行き詰まる場合がある。4番目が第三者委員会がどう機能するか難しいところがある。私が一番心配するところは、いわば4番目でございます。それは、じゃ、いじめ問題について大津事件の場合、あの第三者委員会のメンバーを見ますと、大学教授やその道の専門家や臨床心理士会だったかの会長とかそういう方々を依頼しているようでございます。矢吹町でそういう方々をとくと、なかなかこれは大変なことでございますし、要するになかなか専門家をお願いするのが実際難しいということでございます。そういうことから、今、私のほうでは要綱を、まだ正式に発足したわけではありませんが、20日の教育委員会で相談をもらって、そして要綱ができましたら、必要があればすぐに委員の任命をお願いしまして、委員会を発足させたいというふうに考えておりますけれども、しかし、早急に第三者委員会を今、設けるまでではないのかなというふうに考えているところでございます。

しかし、先ほどの鈴木隆司議員のご質問の中にもありましたが、少年の主張の中にいじめが出てきているのではないかと、まさにおっしゃるとおりでございます。中学校ではあるいは各小学校でもいじめがないわけではないというふうに考えております。いじめ問題をあそこで発表した生徒、それはある程度いじめ問題が解決しているから発表できることで、解決していなければとても発表はできません。数年前には、少年の主張の中にいじめ問題で10人の中に選ばれて発表する予定の女子生徒がおりました。しかし、さて、この生徒発表できるかなと思って中学校に聞いてもらいましたら、発表はできませんとっておりました。それはほぼ解決していたんですけども、しかし発表することによってもしかしたらまたいじめが再発するかもしれないというふうに本人は考えて、発表を辞退したということがございました。そういうことも考えますと、やはり先ほども答弁させていただきましたが、アンケートだけではなかなか把握が難しいということもでございます。

それで、解決した問題について、子供たちはいじめについては報告アンケートには書いてこないということもでございます。そういう意味で、学校として認知している件数をどこまで上げるかというのはすべてではないという風にも考えております。そういうことから、1つにはアンケート調査の内容をもう一度工夫、検討して、そして本当に内容がゼロなのかどうか、それについては3月までにもう一度調査をして明らかにしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長が答弁いたしましたように、今年度末ということをお願いしておりますが、新地方公会計制度に基づく財務書類4表、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書につきましては、できれば12月本議会においてというふうな思いで作成を急いでおりましたが、大震災の対応等ございまして、年度末にならざるを得ないということで、今年度末、可能であれば3月定例議会中に公表、ご説明できるのであればご説明するように努力したいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

（午前11時43分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

なお、熊田宏君から午後欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

（午後 1時00分）

◇ 安井敬博君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

3回目の一般質問をさせていただきますが、昨年3月11日の震災の発生から1年と9カ月が過ぎて、まもなく2回目の冬を迎えようとしています。

町長を初め町執行部の皆さんにおかれましては、震災の復興、それから原子力損害賠償請求など多々の仕事かふえまして、大変ご苦労なさっていることに対してまず敬意を表したいと思います。

そのような中で、この福島の矢吹町の復興、そして原子力災害からのさまざまな健康被害などの心配、そういったものがまだいまだに続いております。先ほども2年目の冬を迎えるという話をさせていただきましたが、いまだに仮設住宅のほうに避難している方はたくさんおられます。また、放射能の被害に対する心配、健康問題を心配する親御さんはまだ絶えません。そのような中で関連して、町の一般行政に対して3点ほどのご質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目ですが、ことしの3月に福島復興再生特別措置法というものが施行されております。そこには、前文の中で第1条の目的として、この法律は原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再

生がその置かれた特殊の諸事情と、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることにかんがみ、原子力災害からの復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法第2条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とすると書かれております。つまり、この大震災の被害、大変なものでしたが、この福島に関しては原子力災害の被害がそれに追い打ちをかけて、この復興がおくれているということをかんがみ、福島に対しては特別な措置を講じますよという法律が成立しております。そして、この中では具体的にこの法律に基づいて、福島復興再生基本方針案というものを国が策定しなければならないとされています。そして、10月にはこの方針案が第1次の方針案が示されました。そして、この条文の中でも福島県、内閣総理大臣がこれをつくらなくてはいけないのですが、この作成に当たっては福島県知事の意見を聞かなければならないとされています。そして、福島県知事はあらかじめ関係市町村長の意見を聞かなければならないとされています。この法律、先ほども申し上げましたとおり、今この震災からの復興に苦しんでいる矢吹町、そしてこれからの再生、そして子供たちの健康問題をどうしていくか考えるに当たって大変役に立つ法律でないかと考えております。そこで、この基本方針の策定に当たって、矢吹町の町長としてはどのような意見を県知事に対して申し上げたのかを1点お聞きしたいと思います。

次に第2点です。先週にもまた大きな余震がありました。専門家の話でアウトサイズ地震と呼ばれていて、大変大きな地震の後には、プレートの動いた地震の後には10年間ぐらいはマグにチュード8ぐらいの地震がこれからも頻繁に起こるであろうと言われております。皆さん、日々の生活にもまれていて、なかなかこの地震の被害が大きかったことも忘れがちではありますが、またそれを思い出させてくれるかのような地震でした。本当に近所の方のお話も聞きますと、またこういう地震が来て、今回またしばらくは安心していただけ、また大きな地震がいつ起こるかと思うと安心できないなというお話を多くの方から聞きました

以前、議会でも質問させていただきましたが、防災無線が今大変聞き取りにくいという状況にある。そこで、その防災無線に対してはデジタル化の改修工事が進んでいる。そのデジタル化の改修工事とあわせて、聴視困難状況を調査していくという答弁をいただきました。また、私のほうからもアンケートをやったいいのではないかとのお話もさせていただきましたが、今その進捗状況がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。また関連いたしまして、この震災に対する対応として大震災の後、なかなか町のほうでも震災復興で仕事が忙しく、基本的な防災対策の見直し等が進まないという状況もあるとはお察し申し上げますが、現状で東日本大震災を受けて、緊急時の町民の生命を守るために見直しを考えていること。例えば、他市町村との今のデジタル無線の改修ですとか、難視聴域の解消問題とあわせて、他の町村との災害時の協定ですとか緊急時の町民の誘導の体制とかそういったもの見直しがなされているのか、これからこういったものを考えているのかあわせてお聞きしたいと思います。

続きまして第3点目にさせていただきます。自主的避難等に係る損害に対する追加賠償ということで、12月5日に東京電力より県南地域への損害賠償額の追加発表がされました。これについては、町の町政報告の中にも記されておまして、今後これは不十分であって、さらに対応を求めているということも町長のお考えとして記されております。現時点でお聞きしたいのは、不十分であるということに対する具体的なアクションをど

う起こされようとしているのか。そういったものを町民は知りたがっていると思っております。そこをお聞きいたします。あわせて、この東電からの賠償とは別に町が原子力災害の発生によって、さまざまな人件費ですとか野菜や食べ物、そういったものの放射能の測定など追加的な費用が多々発生していると思います。昨年の早い段階で、茨城県の高萩市ではこういった費用に対して、ここでは具体的には放射能の測定費用に係る人件費が増したということで、損害賠償請求を東電に初めて請求を起こしております。続いて、県内でも34の市町村で東電に対するさまざまな損害賠償請求が行われ、9月13日には鮫川村で汚染されていない干し草を農家に配るための購入費用としてその額3,800万円を東電に請求したところ、全額が支払われております。当町でも町民の間から、みんなの税金を使ってこういったものに使っているのだから、町としても早く損害賠償請求をするべきではないかという声が聞かれております。もちろんそういったものに対して対応していくというご答弁を以前の議会の中でもいただいておりますが、具体的にはどのようなものが発生しているのか、これからどのように対応していくのかもあわせてお答えを願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、福島復興再生基本方針についてのおただしであります。福島復興再生特別措置法は原子力災害により、深刻かつ多大な被害を受けた福島及び再生について、その基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、放射線による健康上の不安の解消、そのた安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置、新たな産業の創出等に寄与する取り組みの重点的な推進等について、国の責務として実施することとし、平成24年3月30日に成立し翌日公布、施行されたものであります。福島復興再生特別措置法第5条では、内閣総理大臣は福島復興再生基本方針案を作成する際、福島県知事の意見を聞かなければならないとされております。本町においては、ことしの5月22日付の福島復興再生基本方針の意見照会を受け、福島の復興及び再生に関する施策の推進のためにもっとも必要な措置として、1点目は復興の長期的かつ安定的な財源の確保のため、東日本大震災復興交付金について制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、原子力災害からの回復、復興及び原子力安全対策を目的とする交付金制度など被災地それぞれの実情を踏まえた自由度の高い交付金制度の創設を福島県知事に対し意見を述べたところであります。東日本大震災復興交付金についてはマスコミ報道にもあったとおり、内陸部の震災被害に対し事業採択のハードルが高く、使い勝手において縛りがあり、被災市町村を後押ししてくれる交付金ではない現状がありました。

2点目は、本町に影を落とす原子力災害や、放射線の影響による健康上の不安、農業を初めとする産業についても風評被害等により大きなダメージを受けており、今後の復興を目指す上で取り組まねばならない最重要課題であると認識していることを福島県知事に対し意見として述べたところであります。また、必要があれば見直しをするとされていることについて、現時点で必要と考えておりますのは、この方針で規定する措置の多くは避難解除等区域を対象とするものや、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置となってお

り、避難解除等区域への住民帰還及び産業再生のために、地域の雇用や企業立地の促進、中小企業の再生、バイオマス資源の活用、福島への新たな研究開発拠点の誘致等となっております。

今後本町が強く要望するものとしましては、除染の実施や放射線による健康上の不安の解消など、町民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現であります。実現のために除染の実施、健康管理調査によるホールボディカウンターなどによる町民への検査用機器の整備や支援、食品や農作物などの放射能度の測定、放射線による子供、妊婦等の健康不安に対する解消などととらえております。これらの取り組みを進めているもの、あるいは新たに負担すべき経費については、国が全責任をもって措置すべきものとして、確実な財源の確保に努めていくよう今後の福島県知事を通じて国に対し、以前にもまして強く訴えていかなければならない事項の一つと現時点でとらえております。震災原子力災害の影響は福島県全域に渡り、依然として健康、仕事、暮らしなどさまざまな面で困難な状況をもたらしています。今後できるだけ早い時期に安全で安心な暮らし、子供を産み育てることのできる環境を実現するとともに、地域経済の活性化を促進するよう復興に取り組む上で、この福島復興再生基本方針を十分に踏まえながら、町として一日も早く震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、新生矢吹町の復興に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、防災行政無線の聴視困難地域への対策についてのおたただしですが、ことし8月の1カ月間、行政区長、消防団員、役場職員を対象にそれぞれの自宅及び周辺における防災行政無線放送の聴視状況のアンケートを実施いたしました。ご回答いただいた377件をもとに分析した結果、おおむねの聴視困難地域を把握いたしました。この結果を受け、手始めとして今年度本町の中心的避難所である矢吹中学校体育館及びこれまで難聴のご指摘が多かった定住化促進住宅向けに、矢吹中学校敷地内に屋外子局を設置することとしており、年明け1月中には設置工事が完了いたします。なお、その他の難聴地域においても、来年度以降子局新設やスピーカーの調整等により、難聴の解消を図ってまいります。また、今回の調査において特筆すべきは、屋外では聴視状況が良好な地域においても、自宅内で鮮明に聞き取ることが可能な世帯が少ないことを改めて認識したところであります。

この問題解決についてはいくつかの手法が上げられます。初めに、屋内個別受信機等の設置であります。問題解決には一番確実な方法であることは確かですが、比較的安価なアナログ波の機器であっても1台あたり約1万円程度であり、デジタル波の機器については国の補助制度を利用しても約1万8,000円と高価なため、町内全世帯に整備するとすれば財政的負担は決して少ないものではありません。次に、メールによる通知であります。昨年の震災クラスの災害発生時には緊急地震速報で使われているエリアメールという手段により、避難誘導や物資配給情報等必要な情報をお知らせできるようになっております。現在、NTTドコモ、auについてはすでに利用が可能ですが、残るソフトバンクについても申請手続を行っており、来月中には利用が可能となる見込みであります。また、災害時以外の平時においても本町で独自にメーリングリストを作成し、1世帯当たり1アドレスを登録していただき、防災行政無線で放送した内容と同様の文面を送信する手法もございます。この場合、年間約70万円の負担で済むため非常に安価ですが、反面町民の方に登録していただく手間があること。また、携帯電話等をお持ちでない世帯に対してお知らせできないことなどのデメリットもあります。これら手法の長所短所を見きわめ、携帯電話やパソコン等を持つ世代、あるいは持たない世帯への確実な情報伝達を図る上で、それぞれのケースに適した手法を模索し、あまねく町民の皆様への確実な

情報伝達が図られるよう検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東日本大震災を受け、町民の生命を守る方策についてのおただしであります。昨年の東日本大震災は災害対策本部の運営手法、被害状況の情報収集、避難所の設営、災害関連情報伝達、給水塔、ハードソフトを問わず、さまざまな面において我が町の防災体制のぜい弱さを浮き彫りにした事象でありました。それら課題の払しょくへ向け地域防災計画を筆頭に、各種計画の見直しや策定とともに、当時不足していた食糧あるいは物資の備蓄や施設の充実化等に取り組み始めたところでもあります。特に、議員おただしの町民の生命を守るための取り組みについては、最優先に実施すべき事項であると認識しており、代表的なものとして次の3点を述べさせていただきます。第1点目として、先ほども申し上げた防災行政無線の難聴地域解消であります。この実現により、有事の際の確実な情報提供を図ります。2点目に飲料水の確保であります。来年秋までに100トンの飲料水を確保できる耐水性貯水槽を文化センター駐車場に設置し、発災初期のスムーズな給水活動が可能となるようにいたします。また、当該設置場所から離れた遠隔地についても、同様の貯水槽または仮設給水所の整備、あるいは各世帯の井戸水利用等の導入による飲料水確保策を検討いたします。3点目は避難場所の充実化であります。現在、教育委員会において特に学校中心とした教育施設における防災体制の強化を図るべく、矢吹町学校防災計画を策定しているところではありますが、その中で地域の避難所としての機能強化についても検討がされております。現在、地域防災計画において避難所として指定されている施設数は十分にあるものの、震災による損壊で当時避難所として使用することのできなかつた施設も若干存在したため、耐震性の向上を図るとともに、避難所として利用しやすい環境も整備してまいります。その他地域防災計画を初めとする各種計画の見直し、発災時における速やかな被災者救済が可能な体制を整えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、東京電力の追加賠償に対する町長の見解と今後の対応についてのおただしであります。東京電力が今月5日に発表した福島第一原発事故に伴う避難区域外の精神的損害などの追加賠償では、県内9市町村の妊婦と18歳以下の子供以外の住民にも1人当たり4万円を新たに払うとし、昨年分の賠償では県南9市町村は妊婦と子供だけを対象としていたものは、妊婦と子供以外の住民についても損害賠償がされることになりました。県北県中地域などと比較して、依然として賠償額に差があります。原子力災害の被害は、全県民がこうむっており納得できるものではなく、追加した賠償期間を1月から8月末とすることについても受け入れがたく、引き続き9月以降の賠償についても訴えていく考えであります。また、当時より求めている福島県民に等しい適切な賠償がなされていないため、11月20日に2白川町村会を通じ、東京電力に対し地域の実情を強く訴え、適切な賠償と正義ある対応を要求してきたところで、今後も損害賠償について強く訴えてまいります。

次に、本町の損害額と賠償請求状況であります。福島第一原子力発電所の原子力災害事故は、日常生活のみならず農業や商工業、子供の学校教育等さまざまな分野に多大な影響を及ぼし、現在も回復には至っていない状況であります。事故発生直後から現在に至るまでの放射能測定検査や、小学校中学校や幼稚園等の子供の集まる場所での放射線の測定と、汚染物質の除去や食の安全・安心に対する農産物の放射性物質検査など原子力災害事故を起因とする事業について、議員の皆様のご協力をいただきながら適宜に実施してまいりました。現在、こうした事業に要したさまざまな費用については、当然東京電力に賠償を求めるものであり、損害額について事業運営損害のないよう決算額、原発地区の起因割合等をもとに積み上げ作業を行っている状況であり

ます。また、今後賠償請求については2 白河町村会で連携し、歩調を合わせ実施していきたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。なお、東電に対する具体的な請求内容、実施時期等については企画経営課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

以上で、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 安井議員の質問に対しまして、東京電力に対する矢吹町としての損害賠償の内容等につきまして説明をさせていただきます。

ご承知のように、県では7月に第1回目の損害賠償請求をしたということはホームページ等で公表されておりました、その請求する主な事業は1つは畜産対策であったり、中小企業対策であったり、教育あるいは環境、風評被害、それから人件費、それから県税の減収分というふうな大きく分けてそのような項目になっておまして、本町においても基本的にはそのような項目立てをしながら今積算をしておりますが、そういった中で国・県の補助金等が入ってもなおかつ町の財源を持ちださなければならない費用というものがやはり出てまいります。その大きなものとしては、現段階ではやはり農産物の放射性物質検査であったり、風評被害対策、それから仮設住宅への入居者に対する暖房等の購入費用であったり、それからこれは議会の方のご承知のように議会を初め、原子力損害賠償の請求、要求等に出向いていった費用、それから上下水道課でいえば上下水道等の特に水道等のモニタリング経費であったり、使用料、手数料等の減収分、それから最後にそういったことに対して町職員が行った、それにかかった人件費。こういったものを積み上げて今後先ほど町長が答弁しましたように、町村会等と連携を図りながらできるだけ早く賠償請求を進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ただいまのご答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず、福島復興再生特別措置法に対して意見を言っていた内容に対してですが、私もこの内容、当然こういった内容で言うべきだなと思っておりました。実際にこの福島復興再生特別措置法のほうで関係法令なども整備されておりますが、中身を見ますとやはり重立ったものというのは当然避難区域のほうを中心になっている。ただし、この法律の中では避難区域だけではなく福島全体が被った被害に対して、福島の復興再生をどうやっていくかということを支援するものとなっております。にもかかわらず、この内容を見ますと、どちらかという、例えば税制の優遇なんかも見ますと被災者等雇用した企業に対しては、給与等支給額の10%を税額控除するなどということをお初め、要は大きな大企業に対するような特別な措置というのが重立っているように見受けられます。また、子供の健康被害については町長も考えているとおおり、これからいろいろとやっていくということではありますが、実際にやられていること、これから何をなすべきかということ、継続的

にはやっていくということもこの中には記されているんですけども、方針の中にですね、記されてはいるんですけども、実際にはまだホールボディカウンターの検診が。これについては実は本当は震災直後にやるべきものではなかったのかなと思いますが、その数の少なかったということもあり、いたし方がなかったのかなと思いますが。ただ今の段階でそのホールボディカウンター検診、聞くところによると5分以下の検診で行っていることですので、私も以前は原子力発電所の設計の技術者をしておりましたので、原発内の作業をする同僚などからホールボディカウンターの活用等については聞いておりました。そこでガラスバッチ等をつけて作業はするんですが、それを超えた場合にはホールボディカウンター、オフサイトセンターに設置されているものを使って検診するんですが、到底5分では出ないよということを言われています。今の段階で当然出るということは何か追加的な、例えば外で遊んでいて放射性物質を誤って飲み込んでしまった。それが肺とかに蓄積されてしまった。そういったもので検出されることはあると思います。そのための手段としては有用だとは思っておりますが、それだけではまだ足りないのかなと私は考えています。この間、いろいろな先生方の講演なども聴かせていただいていますし、実際に先日でも1週間、この間の日曜日ですけども、鎌仲ひとみ監督というこの国内の原子力災害ですとかチェルノブイリの災害での被害を負った治療に当たっている先生方のお話を聞いたドキュメンタリー映画などの映画会もさせていただいて、実際に監督の話なども聞いておりますが、チェルノブイリだと外国のほうではベラルーシ等では甲状腺がんの検診にしても、半年に1回はやられているということなんですね。それでもまだ出る方は出る。事故後25年経ってからも出る方は出る。事故後生まれたお子さんに関しても異常は見つかるということですね。こういったものも早急に進めていく必要があると考えています。当然、この福島再生特別措置法の中にはそういったこともうたわれているわけです。まだ、具体的な整備は行われていないので、とにかく健康問題を心配するお母さんたちがたくさんいます。子供たちでさえ、これから私たちはこの福島でどうなっていくんだろう。でも福島が好きだからここで生きていきますということを行っている。それに応えるためにもこういったものも含めてどんどん追加で、それこそ先ほど同僚議員からもお話がありましたとおり、町長には東京のほうに出向いていただいて、こういったことを訴えていただきたいなと考えております。そのようなことに関してもまた再度ご答弁いただければと思います。

また、先ほどの防災無線難視聴区域の解消については、これから対策を講じるということで、アンケートを実施していただいたということで、大体予想どおりの結果が出ているのではないかなと思っております。町民の間からも屋内では非常に聞きづらいという声が聞かれています。先日、ある視覚障害者の方が2カ月ほど前に町長のほうにだれもが住みよいまちづくりをするための提言ということで、3点ほど暮らしに関する提言をさせていただいたということで、なかなか実施が難しいというような回答をいただいたと聞いております。その中でも、特に要望されているのが屋内での防災無線を聞く体制ですね。それから、できれば双方向で視覚障害者の方にとっては地震で周りの物が倒れてきて、真っ暗な中で状況がわからない。家族もいない状況では双方向へ通信ができる手段がほしいということを訴えられております。これから整備をされていくということですが、こういった障害者の方ですとかお年寄りのひとり暮らしの家庭については、早急にこのデジタルの屋内でのできれば双方向でのものを考えていただきたいなと思っております。また、1カ月ほど前になりますが、南相馬市の災害FM、今、ひばりFMという名前に変えておりますが、これ非常に送信電力、送信ワット数が低く、市内だけでも届くような防災無線が行われております。これは南相馬市のほうの事業として始め

られたものですが、その事業に当たっている職員の方ですね。これはアルバイトの方なんですね。実際に話を伺いましたが、時給850円で1日5時間ぐらいの放送時間に当たっているということで取材も含めて。これが災害特別措置法の中では、期限が切れてしまうということで存続ができなくなるという。市のほうからも予算が打ち切られるというようなことも聞いておりますが、市の中では市民の中からはこのFMが防災の情報だけではなく、市内の買い物などの情報ですとか、またお年寄りにはFMを聴くことによって通常のFMラジオですと若者が聞くようながちゃがちゃした音楽しか聞けないんだけど、ここにリクエストすると演歌とか童謡などもやってもらえるということで、大変ありがたがられている。それで、コミュニティFMとして存続が今検討されているということをお伺いしました。先ほど同僚議員からもありましたように、町内の人口が減っている。こういった中でこの対策としてこのFMを導入することも一つの考えかなと私は考えております。コミュニティFMも導入することによって、町内のいろいろな情報を発信する。これ町内だけの視聴域ではないんですね。サイマルラジオといって、インターネットで再放送する仕組みが全国的につくられておりますので、この町の状況も発信できる。被災を受けて、今困っていることとかどどん遊びに来てください。今、この野菜が安心です。ゼロベクレルなので買ってください。そういったことにも役立つと思います。さまざまなエリアメールですとか、まず障害者の家庭には優先的にデジタルの受信機を設置する。費用もかかると思います。このFMであれば霧島という九州のほうの霧島市では、こういったコミュニティFMを活性化事業の一環として国からも予算がついてこれからも運営が開始されるそうです。こういったものも検討されてはどうかと思いますので、そのお考えもあわせて。特にデジタル無線については、障害者に対するデジタルの受信機に対しては、一刻の猶予も持たないと思います。いつ地震が起こるかどうかわからない状況ですので、検討の見直し等もお考えかどうか再度ご質問したいと思います。

最後に損害賠償請求に関してですけれども、これも同様にですね、ご努力大変されているということに敬意を表します。ただし、やはり町民の中からはやりますという声が、なかなか本当に私も町の震災後の状況からすると、こういった事業、余計な事業ですからなかなかできないというのも理解はしているんですけども、町民からは具体的にはいつになるんだろう。この間質問されてやりますよと言われたけれども、いつになるかわからない。そういったことが聞かれておりますので、そういったスケジュールはやはり見通しだけでもよいので早目に示していただきたいと考えます。この点3点について再質問をさせていただきます。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。3つほどございました。

1点目は福島再生特別措置法についてでございますが、私自身も今回のこの特措法については、避難区域を中心としたものが中心になっているというようなことで、大変内容等については不満を持ち、安井議員と同じように、これらについては矢吹町を中心とした内陸部、特に西区県南地方等においては、内容が不十分ではないかなというふうに思っております。かなり実施する内容等についても目を通して福島県の中でもこの矢吹

町が該当するのは安井議員がおっしゃったように課税の特例ぐらいしかないのかなと。一番望みをかけていた復興交付金についても非常に使い勝手が悪い。これについても私個人も復興庁のほうにも足を運んでまいりましたし、町村会としても復興庁のほうに、また福島県選出の国会議員のほうにも使い勝手のいい対応をしていただきたいということで何度も足を運んできたわけですが、けんもほろろというか、今の段階で復興交付金について町のほうで対応できるようなそういう熟度に計画がなっていないということで、一蹴をされてきました。しかし、そうはいっても矢吹町の被害状況を考えれば、矢吹町独自の財源で復興がなるものではないということで、また足を運んでまいりまして計画の調査費ということでの3,000万円に当たる部分に調整費は獲得してきたということですが、しかしこれから何十億円というお金がかかるであろう矢吹町の復興の費用について、この先、まだ先が見えないということに対しては非常に不満に感じております。この後も福島県、さらには国に対してこの福島復興の再生特別再生措置法の内容等について、内陸部そして県南矢吹町のために、使い勝手のいいそういう措置法であってほしいという要望は強く繰り返し実施してまいりたいというふうに思っております。

もう1点のホールボディカウンターの検査だけでは不十分ではないかというような内容のおただしですが、この件についても今矢吹町においてホールボディカウンター以外の内部被曝の測定については、何が可能なかということについては十分は検討は加えているつもりでございます。検査において、何が必要なか。どんな検査ができるのか。そしていつまでこの検査をしなくてはいけないのかといった内容等についても、十分に協議を深めましてこれについても国・県に対してホールボディカウンターの設置を求めるものでございますが、その他の手段、方法等についてもさらには経費の支援についても要望活動を続けていきたいとそうように考えておりますのでご理解をいただければというふうに思っております。

難聴区域の件でございます。これらについても、多くのおただしがあったわけですが、さらにさまざまな提案もいただきました。視覚障害者さらには聴覚障害者を含めて、どういう形での非常時の情報伝達が可能かということについては、もちろん光による双方向での通信、さらには災害FM局の開設を含めて、これも検討の選択肢の中には当然入っております。矢吹町においては、今財政的な問題も含めて何ができるかということについて、十分に協議を深めてできるものからやっていきたいということで、先ほど私のほうから答弁をさせていただきましたので、これらについてもできるだけ早い時期にどうしたことが可能なか選択肢としてこれだけしかないのかかということも含めて、検討を加えていきたいと思っております。いわゆるさまざまな手段を検討し、個別具体的な事情等を調査しながら今言った障害者、さらにはお年寄り、ひとり暮らしの対応に万全を期していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

損害賠償の件でございますが、これについては非常に難しい部分がございます。私自身も昨年は福島県の災害対策本部のもとに県南地方、会津地方損害賠償対策本部なるものを設営しながら、国に対して東京電力に対して要望活動を数度に渡って実施してまいりました。今回、ことしの11月20日に町村会の中で、首長が東京電力のほうに足を運んで誠実な回答をいただきたいということを言ってきましたが、期限を11月末、遅くとも12月中旬までというような話をしてきたわけですが、まだ回答をいただいている状況でございます。この後、原発事故の現在の復旧状況についての報告を東京電力からいただくことになっておりますので、その際にもあのときの町村会の要望に対する回答について、再度繰り返し要請していきたいというふうに思っております。

でよろしくお願ひしたいと思ひます。個別具体的な事情というやうなもの、相当因果関係のあるものというやうな答弁は、相違わらず東京電力、国がしてありますので、その辺が矢吹町とすれば、東京電力、国に対して再度つけ入るすきというのはちよつと言葉に語弊があるんですが、そうしたことも含めて再度この後の強硬に申し入れをしていきたいというふうに思っております。東京電力に対する直接的な賠償ということで、町が今考へているものについては、先ほども答弁をさせていただきました。なお、今、現在の状況、具体的な時期等については企画経営課長から答弁させましたが、1月をめどに1回目の請求はしていきたい。このまま町村会でのご意見性というものが前提となりますが、これらについてはできるだけ早い時期に1回目の損害賠償の請求は町として実施したいというふうに考へておりますので、その点についてもご理解をいただきたいと思ひますし、実施時期が明確になりましたら、議員の皆様にもお知らせをしたいと思ひます。時期等、額等についても正確にお伝えしたいと思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） 再度のご答弁ありがとうございます。

今、まず検診等についてまた具体的に少しお話させていただきたいと思ひますが、いろいろ検討されているということですが、当然検討する中での学者の見解によっていろいろな見方が出てくると思うんですね。実際このあつた例をお話させていただきたいと思ひます。

葛尾村のほうから避難されている、大変ここも線量が高かつた地域なんですが、今郡山のほうに避難をされている30代の女性の方から聞いた話です。当初、国や県、東電が言っている、直ちに影響がないと言葉を信じられなかつたということで、その女性の方はインターネットを通じて調べた結果から、髪の毛や爪を保存していたそうです。爪に関しては毎週1回切りますからその1回ごとに切って保存していた。髪の毛も何日か1回かずつ保存していたということで、実際にその検査を爪の検査を行ったそうなんです。これ費用が1万円少しだそうです。具体的な金額は失念して申しわけありませんが、1万2,000円か1万3,000円ぐらいで検査1件当たりでできます。爪を検査することによって、その中にどのような放射性物質が、放射性物質だけではないのですがもともと。科学物質とかの検査、一般的に置かれているやうな検査もあわせてできるということで、体に有害な物質が入っていないかということでできたそうです。1件当たり1万円のできるやうな検査、当然これが因果関係がどうなるかというのはわからないかもしれません。ただ、ここではプルトニウムが検出されています。将来、因果関係を求めるに当たって、矢吹町の町民が何かの健康被害、がんとかになつた場合に、そういうものも民間関係を立証するための一つの手段となると思ひますので、そういうものも含めて検討されてはいかがかなと思ひます。また、こういった費用は当然東電に対して賠償請求をしていただくということで、大変でしょうが頑張つてやっていただきたいと思っております。また、その町村会のほうでも検討した結果、また1月をめどとして損害賠償も出していくということですが、この具体的な内容をぜひホームページ等もあることですので、そういうもので公開されてはいかがかなと思っております。町のほうでもいろいろこういうことをやっているんだと今検討しているんだということも、町民の皆さんから問い合わせがあつたときには私のほうでも言っておりますけれども、矢吹町がこういったものに取り組んでいるということがホーム

ページなどで知らされること、また、広報でも知らされることによって町民の方も安心ができるということにつながると思います。また、人口減に拍車をかけている状況、これから矢吹町がこういったものに取り組んでいたということが広く、先ほどのFMラジオなんかのサイマル放送なんかも通じまして、明らかになればそれも伝わって行って、将来の矢吹町の担い手が戻ってくるということにもつながると思いますので、ぜひその辺のお考えですね。意気込みといいますか町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

健康調査の問題で葛尾村の30代の女性の例を出して放射性物質等の影響等についての話を受けました。直ちに影響がないというようなことで、爪を保存していたものでその爪を検査したところ、プルトニウムが検出されたということでございますが、これについても地域性とかも考えながら町としては検討していかなければならないだろうというふうに思っております。ただ、これを実施するという点においては、矢吹町の住民の不安をかえってあおったり増幅したりはしないかというような心配もないわけではございません。また、他の市町村の女性が実施したからといって、じゃあ矢吹町西白河町村会県南地域でこれを実施するかというようなものを町村長と相談したときに、どういう回答があるかということも十分に勘案しなければいけないと私自身は考えております。ですから、これについては、検討はしますが具体的に今すぐどうのこうのというようなことについては、私自身の意見を今話をする段階ではないのというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

損害賠償については大変いい提案をいただきました。今回の損害賠償について今後どうするかというような内容について具体的な内容が市町村会で決定次第、これについても市町村会で協議を進めている話でございますので、市町村会と十分に協議を踏まえながら矢吹町の提案としてホームページ等を含めたそうした媒体をつかって、住民に公表するということについても提案していきたいというふうに思っております。町としては前向きに考えていきたいというふうに思っております。

以上で、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 1時50分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時03分）

◇ 藤井精七君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議員の資質が問われる本会議に午後から欠席した議員がいるということは、本当に残念でございます。我々議員も重要な立場でございますので、やはり自覚しながら行動をとりたいと思います。

それではよろしくをお願いします。

通告に従いまして、順次、一般質問をいたします。

子供の医療費の無料化が18歳以下まで、県に先駆けて矢吹町は実施されて喜ばれていますが、社会保険の加入者は、一時的ではありますが支払いの負担があります。国保加入者同等の取り扱いの施策ができればなと考えるが、伺います。

私も月末になりますと国民健康保険税の支払い、また介護保険の支払いと2つ合わせると、1人でございますが、それ相当の金額になるので大変気にしながら支払いをしています。私昨年9月以来、1年何カ月医者に行っていないので、医療費の支払いというのにはちょっと気が回りませんでした。それ同様、子供の入院の場合の医療費も、国民健康保険も社会保険も、18歳以下は入院医療費は無料なのかなというような感じをしておりましたが、そうした中で、「何だい、社会保険は窓口で入院すればお金払わなくちゃならないのかい」なんて、そういう声何人かに聞かれました。あら、18歳以下は入院の医療費は無料ではなかったのかなんていうような、私は思っていたのですが。最近そして、全国健康保険協会加入のお父さんが、2歳の娘が肺炎で入院して、1日約1万円ほどの医療費がかかった。一時的な支払いでもなかなか負担が大変だという話がありました。

原発の事故から福島県の子供たちの環境は大きく変わり、幼子を持つ親は子供の病気に対して、心配とともに大変敏感となっております。町に申請書を提出すれば医療費は全額戻りますが、約1カ月かかるようです。1日約1万円、10日で10万円。一時的ではありますが、空白の1カ月、家計には大きな負担になると思います。なかなか大変と思いますが、国民健康保険同様の取り扱いの施策ができれば大変喜ばれるんじゃないかなという、そういう考えで私は質問しますが、何か町により考えはないか伺います。

次に、矢吹町には自動車部品のブレーキをつくる会社がありましたが、製造過程で発生したアスベストの粉じんの被害が心配されるが、工場で働いていた人の現在の状況、また、その工場周辺の住民への周知はということ伺います。

アスベスト、石綿は繊維状の天然鉱物で、安価な上、耐火性などにすぐれ、建材に広く使われておりますが、吸入すると肺がんや中皮腫などを引き起こす可能性がある。2005年に兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場の周辺住民に健康被害が発覚。2006年に石綿健康被害救済法が施行され、製造、使用が全面禁止されました。建設石綿被害、国に責任初認定。元作業員への賠償命令という東京地裁の判決がありましたが、それと同等の石綿アスベスト被害で、遺族が曙ブレーキをさいたま地裁に提訴したということが11月28日付の時事通信から配信されております。自動車部品などの製造過程で発生した石綿アスベストの粉じんを吸引して病気を患い、死亡したなどとして元従業員と遺族ら14人が11月28日曙ブレーキ工業を相手に計約4億6,000万円の損害賠償を求める訴訟をさいたま地裁に起こしました。訴状などによると、元従業員らは埼玉県羽生市にある羽生工場自動車ブレーキなどの製造をしておりました。そうした中で、我が矢吹町にも羽生と同系列の会社が平成21年ころまで約100名くらいの従業員で操業したと思いますが、この石綿、アスベストによる疾患は20年から40年の潜

伏期間を経て発症すると言われます。操業当時に働いた人たちの注意喚起も必要と思います。また同時に、周辺住民への健康への影響は心配ないのか、周知の必要はないのか、今町は放射線量の低減、この戦いの最中大変ですが、町民生活の安心・安全を願い、伺います。

次に、矢吹町の各学校には今問題になるいじめはない。この状況を続けていくためにも、いじめの問題を長期的な展望での取り組みをとということで、教育長に伺いたいと思います。

私も結婚して間もなく42年になりますが、幸い2人とも元気ですので、いじめではないんですけどもけんかも時々やっております。体のけんかではどうしても女房に負けてしまうので、言葉になってしまいます。私も負けたくないで、ついつい言葉がきつくなります。はたかれた痛みが時がたってきいていくが、あんたの言葉の暴力ははたかれたときよりひどいとよく言われます。これもけんかでございますが、いじめの始まりはどっちが先か、なかなかわかりません。私の家庭においても今こういう状況ですが、問題になるいじめはない。こうした状況を私も少しでも長く続けていきたいと思っています。

いじめる。これは辞書で引きますと、自分より弱者に対してわざと嫌がることをして苦しめて楽しむ。また同類の言葉に、いびる、虐げる、虐待する。いじめるの反対語にかわいがるとい言葉がありますが、こうしたさきの9月の議会で教育長が答弁になりましたように、今矢吹の学校には問題になるいじめはないと、こういう教育長の答弁でございますが、いじめがあったときは忙しいからと後回しにはしないで、学校教育において大切な仕事があるのと、子供の命が一番大切だという子供への深い思いやりを確立することが必要です。いじめの解決はみんなの力で、ささいなことに見えても様子見をせず、全教職員、全保護者に知らせる。いじめは大人にはわからないように行われ、加害者はもとより、被害者もいじめを認めない場合も少なくありません。それだけに訴えやシグナルがあったときは、相当深刻な段階になっていることと考えたほうが妥当であると思います。いじめかなと少しでも疑いがあれば全教員で情報を共有し、速やかな対応が必要です。具体的なことをどこまで言うかは別にして、いじめが起きていることは速やかに保護者に伝え、保護者たちも子供の様子や変化を見守られるようにし、これに保護者と教員のつながりを密にしていくことが大切です。いじめがあることをみんなが知り、その周りの大人たちが心配し、力を合わせる姿を示すことは子供たちを勇気づけます。いじめがなくなることは大変難しいことです。いかに問題になるようないじめにしないかです。教育長の思い、考えを伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、医療費の助成方法について、社会保険加入者も国保加入者同様の取り扱いができないかとのおたただしであります。子ども医療費につきましては、本年10月から開始された県の子ども医療費助成に先立ち、町では独自に本年4月より満18歳までの子ども医療費の助成を実施し、子供を安心して生み育てることができる環境づくりを行い、経済的な負担軽減を図っているところであります。

医療費の助成方法につきましては、2通りございます。1つ目は、医療機関の窓口で自己負担分を支払う必要がない現物給付という方法があります。国保加入者については、県内全地域が現物給付対象地域となっております。

ります。社会保険加入者と国保組合加入者は、白河及び須賀川管内の医師会、歯科医師会、薬剤師会に所属している医療機関等が現物給付対象地域となっております。

2つ目は、社会保険加入者と国保組合加入者につきましては、白河及び須賀川管内の現物給付対象地域以外で受診した場合、一時窓口で自己負担分を支払い、その後町に申請をし、その自己負担分を口座に振り込む、いわゆる償還払いの方法により医療費の助成を行っております。

議員おただしの社会保険加入者の国保加入者同様の取り扱いについてであります。無料化年齢が18歳まで拡大されたことによる申請者の増加や住民サービスの観点、そして財政的観点とあらゆる視点から検討し、安心して産み育てることができる環境づくりを一段と進めることができるように努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、アスベストを使用して製品を製造していた工場での従業員の状況や周辺の住民への周知についてのおただしであります。ご指摘の工場は、矢吹町丸の内地区に立地していた曙ブレーキいわき製造株式会社であります。平成21年9月末をもって閉鎖しております。事業内容はブレーキ装置とブレーキの磨耗剤の製造を行っていましたが、製造過程でアスベストの使用はなかったことを確認しております。また、厚生労働省からの石綿マクロ作業による労災認定等事業所としての公表もされておられません。このことから、町ではアスベストによる粉じんの被害はないものと認識していることから、議員おただしの工場で働いていた方々の状況は把握しておらず、工場周辺の住民の皆さんへの周知も行っておりません。今後、他の事業所等でのアスベストに関する事案等が懸念される場合には、法令等に基づき、アスベスト被害防止のために適切な指導を行い、万全を期して対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

いじめ問題の長期的な展望としての取り組みについて、教育長の思い、考えを伺うとおただしですが、いじめ問題については、鈴木隆司議員の質問においても答弁させていただき重複する部分もございますが、いじめはどこの学校、どこの学級でも、そしてどの子にも起こり得るもの。また、短期間で解決するものと根絶までには長期間かかるものがある。そして、目の前で行われていてもわかりにくいものや、全くわからないように行われている場合があると認識しております。このようなことから、学校教職員、そして子供たちや保護者においても、いじめについての理解を深め、いじめの未然防止の指導とともに早期発見に努め、学校全体で情報を共有し、あるいは内容によっては秘密裏に対応し、いじめられている子を徹底して守る。いじめは許さないということをみんなで確認し合い、いじめのない、明るく楽しい学校づくりに努めるよう、校長を通して教職員への指導を強化しております。

現在、どの学校でも定期的なアンケート、あるいは随時のアンケートを実施し、月、週を単位として開催されている生徒指導協議会等において、担任、養護教諭、生徒指導主事等からのいじめ等の情報を共有し、分析し、困っている子はいないかなど、実態把握に努めています。いじめに関係した子供たちには、その実態を踏

まえ、ケースに応じてその背景の把握とともに、いじめは許さないという厳しい対応、いじめられている子を徹底して守ることを基本に、子供たちの話し合い、担任よりの指導、管理職からの指導、場合によっては保護者を学校へ呼んでの協議や指導をすることなどを通して、学校を挙げていじめの根絶を目指して取り組んでおります。そして、このような学校内での取り組み体制はもとより、家庭の問題にもかかわっているなど複雑な様相が見られる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図るとともに保健福祉課、児童相談所等の関係機関との連携等により、子供や保護者並びに学校への支援体制を構築しております。

さらに、教育委員会と学校、保護者が連携し、子供たちがお互いを思いやり、尊重し合い、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について道徳教育を通して考えさせ、いじめをなくし、ともに助け合い、楽しく学校生活を送る態度等を身につけさせていきたいと考えております。長期的には、各学校で教職員に繰り返しいじめについての理解を深める研修の実施、子供の教育を徹底して、いじめの防止を図っていくなどに取り組むこと。教育委員会としてはいじめに対するチェック体制の確認、アンケートの実施や早期発見の対応を継続的に実施し、学校で解決困難な場合は指導主事の派遣等により学校を支援していくことなどを実践してまいります。

なお、初めにも申しましたように、いじめは多くの子供たちがわかっている場合もありますし、あるいは周りの子供たちも教職員も全く気づかない場合もあります。もし、町民の方々からの情報がありましたら、どなたでも、電話なり何なり、学校へ、そして学校に話しにくかったら教育委員会に情報をいただけましたら、いじめられている子を救ってあげられるよう最大限の努力をいたしますので、その際はよろしく願いいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 2点ほど再質問させていただきます。

町長から、あらゆる角度から医療費の国保との取り扱いについて、子供の医療費、あらゆる角度から検討していくという答弁がありましたが、これは実施する可能性は大という思いでいいですか。その辺を伺います。

あと、アスベスト関係でございますが、矢吹町にはそうした曙ブレーキ等の会社はアスベストの被害を受けるような会社なんで、1つもないということでもいいですか。今、そういうきちんとした答えが返れば、アスベスト関係でこの矢吹町は1つ荷がおりるといような感じがしますから、その辺お答え願います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の国保と社保の現物給付の問題について、社保等についてあらゆる角度から検討するという点については、実施するという点でいいのかというようなおたがいでございますが、これらについては先ほども答弁させていただきましたが、あらゆる角度から今後検討を加えていきたいということでございますので、今すぐ実施するというようなことではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、そういう不便があるということであれば、つけ加えるならば、できるだけ前向きにというようなことで答弁させていただきたいというふうに思います。

曙以外でアスベストを扱っている会社はないのかということですが、ただいまの質問については曙に関しての質問だということで、曙についてはないと。それ以外についてはまだ全事業所等調査したわけではございませんので、これらの内容等については調査し、わかり次第、議員の皆様にもお知らせをしてみたいと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で、14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 薄葉好弘君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告した一般質問させていただきますが、その前に、私が通告した通告文の中で、転記ミスの方がちょっとあります。4番のホールボディカウンターの内部被曝の検査で、被曝線量の水位計と、これ水じゃなくて、推測の計算の推位計等ということで、これが何か転記ミスに、私のほうはそういうふうに提出したつもりですが、ちょっとこちらが違っておりましたので訂正をお願いしたいと思います。

質問でございますが、昨年から東電の原発事故によりまして、ことしに入っても原発は収束をされないというふうなことで、廃炉につきましてもまだまだ先の状況であるというふうなことでございます。放射能におびえた生活をまだまだ余儀なくされておるといふふうなことで、今回の質問も放射能対策関連の質問をさせていただくというふうなことでございます。

質問は4つほどございます。

まず最初にでございますが、農地除染実施の効果について質問させていただきます。

町の除染化計画に基づきまして、農地の除染も実施されたというふうなことでございますが、それによって、米の放射性物質の吸収、抑制が図られたということで、ことしの米全袋検査においても基準値を超える米はありませんでした。しかし、4月、5月に柿の内、田内地区内、これ当初予定の計画では132ヘクタールというふうなことでございましたが、実は118ヘクタールの除染が実施されたというふうなことでございまして、その除染の効果として、空間線量率と土壌中の放射線濃度の実施前と後で効果が数値として実際、現在までにどの程度軽減されたのかをまずお尋ねをいたします。

また、収穫量についてでございますが、ことしの福島県中通りの作況指数でございますが、104のやや良というふうな作況指数がされております。8月にされておりますが、10月にも作況状況では同じく104のやや良というふうなことでございます。今回除染をした際に10アール当たりゼオライト200キロ、その後カリを20キ

口散布したということで、水田で秋の収穫量に影響はなかったのか。影響があったとすれば収穫量の減収部分、これについては東電に請求をしていただけないのかをお尋ねいたしたいと思います。

次に、米の全袋検査について質問させていただきます。

ことしから実施された米の全袋検査でございますが、6月にも私は検査機器の導入と、あと検査経費について質問させていただきました。町長の町政報告にもありましたが、5台の検査機器により4カ所の検査場所でトラブルもなくスムーズに、12月6日現在では20万1,533袋、このうち20から50ペクレルが17袋検査されたようでございます。すべての検査が、
の検査がされまして、自家消費米、縁故米については12月9日には終了するというふうなことで、それですべての検査が終了するというようなことでございますので、検査場所ごとに出荷米、自家消費米、縁故米別の検査数量と、この17袋の部分がどこの検査場なのか、その検査結果をあわせてお尋ねをいたしたいと思います。

また、全袋検査に町全体としての経費の総額が幾らかかったのかもあわせてお尋ねをしたいと思います。そして、検査により町長も話しておられましたが、生産された米の安心・安全が確認されておるというふうなことでございますが、各集荷業者ごとに、例年に比べると米の販売面でどの程度回復されて風評被害が払拭されたのかもお尋ねをしたいというふうに思います。

続きまして、教育施設関係の除染について質問させていただきます。

除染計画により、優先対象物というふうなことで幼稚園、保育園、小学校、中学校の各教育施設の除染が実施されておりますが、昨年は園庭、校庭の表土の除去ということで、ことしプール関係も除染はしたというふうなことでございますが、今年度の除染計画の実施予定をしている具体的な除染方法、あと除染スケジュール、除染計画によると戸別ごとの実施スケジュールを作成するというふうなことになっておりますので、いつごろになるのかをお尋ねいたします。

あと、その後の除染後の除去土壌等の保管場所についてをどうするのか。仮置き場として敷地内の現場内保管を予定しているというふうなことでございますが、その予定どおりの保管状況なのかもあわせてお尋ねいたします。

あと最後に、ホールボディカウンターの内部被曝検査について質問させていただきます。先ほどからホールボディカウンターについてはお話が出ておりますが、福島県では当初、やはり原発事故があって1カ月以内に実施するというのが本当は基本だそうです。そして一番この原発事故後の空間線量が最も高かった時期に、やはり放射線による被曝の線量の推計等を行うというふうなことで、このために県民健康管理調査ということで県民の皆さんに基本調査ということで配布され、全県民に対して実施をしたということでございます。この基本調査により、県民健康管理ファイルとして健康調査と検査結果を継続して記録、保管するに当たりまして、ホールボディカウンターによる内部被曝の検査も行うというふうなことでございますが、県による検査実施状況の報告によりますと、これはホームページ上で閲覧いたしますと、各市町村の対象者を抽出して連絡をして実施しているというふうなことでございますが、町の対象者については、実質町は6月からということでございますが、ホームページの閲覧からすると5月から10月までに2,355名の方が実施したようです。昨年原発事故の時点から幼児から18歳と、妊婦のすべての対象者が、実質矢吹町の町内では検査を受けたのかをお尋ねいたします。

また、都合によりまして対象者が今回実施されなかったと。あと、4歳からというようなことで、実質ゼロ歳から3歳までの幼児の検査はしておりませんというようなことでございますので、今後、いつごろこの検査を受けることができるかをあわせてお尋ねいたしたいと思います。

私のほうから4点ほど質問させていただきますので、よろしくご回答のほうお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、農地除染実施の効果についてのおたかしであります。本町ではことしの4月から5月にかけて、田内地区、柿の内地区の水田、約118ヘクタールにおいて反転耕による除染を行いました。その結果、心配しておりました米の全袋検査ではすべての米について基準値を大きく下回っており、改めて除染の効果が大きかったと胸をなでおろしております。

また、除染の実施前、実施後の空間放射線量を見ても、田内地区では227地点で調査を行い、地上1メートルの地点の平均で実施前が毎時0.45マイクロシーベルトであったものが、実施後は0.42マイクロシーベルト、また、柿の内地区では458地点で調査を行い、地上1メートルの地点の平均で実施前が毎時0.35マイクロシーベルトであったものが、実施後は0.32マイクロシーベルトと一定の効果が確認されております。

また、土壌調査につきましては、除染事業の中では実施しておりませんが、昨年度JA東西白河において土壌調査を行い、土壌汚染マップを作成しておりますので、今後はJA東西白河と連携しながら必要に応じて土壌調査を進めていきたいと考えております。

次に、除染の際の土壌改良資材として、10アール当たり200キログラムのゼオライトと20キログラムのカリ肥料を散布し、収穫量に影響がなかったのかのおたかしであります。散布量、施肥料については福島県農林地等除染基本方針に基づき、土壌調査を行い、その結果に基づいて設計をしております。ゼオライトやカリ肥料を散布したことで農家の方が安心して営農をすることができ、除染の効果は大きかったと考えておりますが、一方では反転耕による地力がある部分が反転されたことで、一部においては収穫量が落ち、減収につながってしまったという話も伺っております。町といたしましては、作付前の不安の中、でき得る限りの対応を行いました。このような課題の事実確認や詳細については関係機関と調査の上、実態の把握と翌年度の対応について検討してまいりたいと考えております。

あわせて、減収分が東京電力の損害賠償の対象になるのか、あるいは請求主体がどこになるのかについても検討し、町としてできる限りの対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、米の全袋検査についてのおたかしであります。初めに米の全袋検査の実施状況についてお答えいたします。

本町では町内の5つの仲業者を構成員とした矢吹町恵み安全推進協議会を立ち上げ、4カ所の検査場において5台の検査機で全袋検査を実施しており、12月8日時点の矢吹町全体の検査袋数は20万4,389袋となっております。なお、町政報告では11月26日現在の報告になっておりますが、把握できる最新の内容として12月8

日時点の実施状況についてお答えいたしますのでご了承ください。

進捗率でございますが、矢吹町の予定数量は21万5,000袋でありますので、12月8日時点の進捗率は95%となっております。また、この検査袋数については、矢吹町以外で検査したものも含まれておりますので、純粋に矢吹町の検査機5台で検査した数量は16万8,154袋となります。内訳についてであります。検査場ごとでは、JA東西白河が7万8,527袋、このうち出荷米が7万3,661袋、縁故米等が4,866袋、JA白河が2万7,759袋、このうち出荷米が2万2,659袋、縁故米等が5,100袋、有限会社中央商事が3万4,823袋、このうち出荷米が3万1,091袋、縁故米等が3,732袋、最後に内山肥料店が2万7,045袋、このうち出荷米が2万4,468袋、縁故米等が2,577袋となっております。

検査結果については、測定下限値未満の25ベクレル以下が20万4,372袋、25ベクレルから50ベクレル未満が17袋となっており、この結果からも矢吹町の米はすべて安全であることが改めて確認することができました。一部25ベクレルを超えるものもありますが、スクリーニングレベルである60ベクレルを下回っているため、詳細検査の対象外であり、検査機の使用、機械の誤差の範囲、他の市町村との詳細検査の検査結果を踏まえても、現地点では全く問題のない数字であると考えております。

また、全袋検査にかかる経費についてであります。検査機の購入費用や施設の改修費用等約8,800万円は、県の福島の恵み安全・安心推進事業補助金を活用し、検査機器購入費等以外の経費については、東京電力の損害賠償として1袋当たり433円の経費で賄う予定になっております。経費全体としては、ふくしまの恵み安全・安心推進事業補助金の約8,800万円と、検査機器購入費等以外の経費が予定数量17万袋の場合は7,361万円となり、合わせて約1億6,161万円程度になるものと見込んでおりますので、農家の方の負担や町の負担は発生しないと考えております。

今回の米の全袋検査を受けて、農家の方にとっても、消費者の方にとっても、矢吹町の米が安全であることが確認できたことは大きな成果でありました。これまでは放射能の汚染状況が見えない中での対応が強いられてきましたが、今後は見える化により、誰もが検査結果を確認でき、安全が目に見えて確認できますので風評被害の払拭にも大きく貢献すると考えております。地元の集荷業者に確認したところ、ことしは昨年とは違って引き合いが増加傾向にあると伺っております。一步一步ではありますが、このような取り組みが関係者に安心を与え、風評被害の払拭につながっていくと確信しております。

なお、17袋の25ベクレルから50ベクレル未満がどの検査場所で確認されたかのおただしについては、産業振興課長より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、教育施設の除染についてのおただしですが、今年度の除染方法につきましては、花壇及び芝生、敷地内道路の表土除去、樹木の剪定、雨どいの拭きとり、屋上及び屋根、舗装面、側溝、観察池の高圧洗浄を実施いたします。

実施時期につきましては、矢吹小学校、善郷小学校、中畑小学校が平成24年11月1日から平成25年3月8日、矢吹幼稚園、中央幼稚園、中畑幼稚園、あさひ保育園が平成24年11月26日から平成25年3月8日までとなっております。授業等に支障がある除染作業につきましては、土日や冬休みに作業を予定しております。9月議会に答弁したとおり、矢吹中学校につきましては、現在屋外整備工事を実施しており、これから駐車場や植栽の準備を進めてまいりますので、除染につきましては来年度の実施を予定しております。

また、三神小学校については、時間当たりの空間線量調査を詳しく行い、平成25年度に除染対策事業交付金を活用し、実施する予定であります。三神幼稚園については、モニタリング調査を継続して実施しており、保護者の皆さんにご協力をいただき行いましたホットスポットの除染により、時間当たりの空間線量の低減が図られております。

次に、除染後の除去土壌等の保管場所についてのおたただしですが、仮置き場が確保されるまでの期間につきましては、昨年の園庭、校庭の表土と同じく、耐久性にすぐれた大型土のう袋により敷地内に保管することとしております。仮置き場が確保され次第、敷地内に保管した土壌等につきましては、速やかに移設を実施いたします。保育施設や学校教育施設につきましては、安心・安全な施設で学び、生活できる環境を確保するため、モニタリング調査を継続して行い、今後も空間線量の低減に努めてまいります。また、各種施設の敷地周辺や通学路につきましても、モニタリング調査により、ホットスポットなどの箇所がある場合には、子供たちを放射線から守り、保護者の皆様に初め、町民の皆様に安心していただけるよう関係課と協議しながら除染を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後にホールボディカウンターによる内部被曝検査についてのおたただしですが、福島県では平成23年6月から平成24年10月まで、9万50人のホールボディカウンターによる検査を実施し、体内にある放射線から人体がどの程度影響を受けているかを測定いたしました。その結果、1ミリシーベルト未満が9万24人、1ミリシーベルト14人、2ミリシーベルト10人、3ミリシーベルトが3人となっております。本町におきましては、平成23年3月31日時点で、18歳以下の子供と妊婦約3,000人を対象に希望をとり、申込者2,343人すべてが、各小・中学校、保健福祉センターにおいて本年6月26日から9月5日までを期間とし、検査を実施しております。検査結果といたしましては、全員が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響を及ぼす数値ではありませんでした。

なお、議員おただしにありますが検査人数2,355人と、本町より報告した人数に12人の差がありますのは、町外に通う高校生が学校を通じ検査を実施し、本町実施分として含まれていないためでありますのでご了承ください。また、ゼロ歳から3歳までの乳幼児につきましては、検査実施中、狭いところで2分間じっとしてられない。子供の体が小さいなど、信頼できる検査ができない等の理由から、今回は検査の対象者となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

このように、今回検査を希望されなかった方や、ゼロ歳から3歳までの乳幼児を含め、全町民が内部被曝検査の受診を計画的に実施できるよう、平成25年の当初より白河市、西白河町村において、ホールボディカウンターの導入を予定しており、町民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに向け全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 3番、薄葉議員の米の全袋検査のスクリーニング検査結果、25から50ベクレルの17袋については、どこの検査場かについてのおただしにお答え申し上げます。

全検査場から検出されております。各検査場ごとの数字は、J A白河が12袋、J A東西白河が1袋、有限会社中央商事が3袋、内山肥料店が1袋、計17袋となっております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございますか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再質問をお願いいたします。

まず、教育施設の除染の件でございますが、私のほうの地区の三神地区は、何か平成25年度実施だというふうなことでございますが、実施計画書の中に側溝というふうな、これが入っておりますが、実質側溝というのは校舎の外なのか、道路沿いの側溝なのかなんですけど、なぜこの質問を再質問するかというと、三神地区の例を挙げますと、三神の小学校、幼稚園は3つの行政が隣接しているんですね。9月に町内の除染のクリーンアップやったんですけど、その際も3地区が行政が一緒になってて、何かこの地区もやらなかったということで、まず側溝なり、道路の草の、そういうふうなのはやっていないというふうな状況になっております。私も近くの町民の方から言われたのでちょっと見に行ったんですけど、学校のすぐ校門前の側溝なりにも土砂が堆積しているというふうな状況が続いております。実質放射能濃度はじゃどうなんだというふうなこと、そういうふうな3地区が重なっているの、現実的にどこがそういうふうな堆積している土壌を取ったり、除染、どんなぐらいの洗浄率があるかどうかはどうなんだというふうなことで、ちょっと町民の方から言われましたので、町内の各小学校や幼稚園もそうですが、そういうふうなほかの地区の周辺の側溝だとか、あと道路の近辺の除染、これも今回あわせてやっていただけるんだかどうか、これは再質問したいと思います。

あと、もう1点ですが、ホールボディカウンターの件について再質問させていただきます。

昨年原発当時に町内に在住していた18歳、これ高校生でしたが、昨年の4月からは都内の大学に進学しているというふうな状況でございます。今回ホールボディカウンターの検査をするために帰省して検査を受けたというふうなことです。当然、帰省するに当たって、往復の新幹線の乗車券など交通費が発生しているというふうなことでございまして、町内にこういう対象者が何名かいるかなと思いますが、保護者の方からすればこの検査のために交通費で個人負担をしているというふうなことで、県や東電から出していただくことはできないのかというふうな話がありますし、そういう経費のために帰省して受けなかったという理由もありますので、その点ですね。30キロ以内の被災区域や警戒区域については、東電からすべて交通費が支払われているというふうな話も聞いておりますので、これが本当なのかどうかと、それと当然、東電の原発がなければ検査する必要もなかったわけですので、県民すべて対象に検査に係る交通費等なり、当然全額ですね、東電から出していただきたいというふうに思いますので、この点について町のほうで県を通して東電に請求要望をしていただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

この2点、再質問させていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点ございました。1点目は教育施設の除染についてということで、特に三神地区の幼稚園、さらには小学校の除染について、側溝も除染していただけるということでもありますけれども、それは校舎内か道路かということでございますが、それぞれ校舎の場合には学校教育課、さらには道路ということになれば町民生活課というふうになりますが、それらの内容等についてどのような除染を今後していくのか、学校教育課長と町民生活課長のほうに詳しい内容を答弁させます。

なお、9月の放射線の低減化クリーンアップ作戦において三神地区の学校は3地区の境目にあると。それで実施がされていないと。今後除染をどうするのか、線量はどのような状況になっているか等については、これらについても今後詳しく、線量調査はもちろんこの後も続けていかなければなりませんし、もちろん高いということであれば除染を実施していかなければならない。あくまでも各行政に対する放射線低減化クリーンアップ作戦については自主的な活動でございますので、そういうことで境目だということで見逃す地点があれば町のほうとして責任を持って除染をしていきたいというふうに考えていますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、ホールボディカウンターで、町外に出ている方、例として大学生がホールボディカウンターの内部被曝線量の測定をするために交通費が発生したと。これらについての個人負担分について国や東電に請求していただけないかということでございますが、これらについては交通費以外にもさまざまな経費がかかるんだろうというふうに思います。ですから、こうしたものについてホールボディカウンターの測定を行う上で、個人負担が発生した場合、どんなものが賠償の対象になるのか、ならないのか、これらについての基準についても保健福祉課長のほうから答弁させますのでよろしくお願い申し上げまして、私から再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

学校教育課長、陳野秀敏君。

〔教育次長兼学校教育課長 陳野秀敏君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（陳野秀敏君） 3番、薄葉議員の質問に対してお答えいたします。

今回予定していますのは、学校施設内ということですので、隣接する道路等の側溝等については関係課となる町民課、それからほかの課、関係課等と協議をしながら今後、除染の低減に努めていきたいと、そういうふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えをいたします。

教育施設近郊の道路の側溝の除染でありますけれども、町の除染実施計画上は、子供の生活空間については優先順序が高いということで、各学校、あるいは幼稚園、保育園については今除染をいたしております。それ以外の生活空間につきましては、基本的には放射線量の高い地域からということで、ご承知のように今、田内、柿の内地区の面的除染を進めております。それ以外の地域につきましては、基本的には毎時0.23マイクロシー

ベルトパーアワー以上、この地域が面的除染の対象になっております。そういうことから、過日、全町の放射線マップを全町民にお配りをいたしましたけれども、三神地区については総じて基準線量を下回っている状況でございます。ただそういう中にありましても、いわゆるマイクロホットスポットと言われる局所的に線量が高いところが多数存在しているんであろうというふうに推測をいたしております。これらの件につきましては、これから町としましては、詳細な実態調査を進めまして、マイクロホットスポットと言われる高線量地域については除染をしてまいる。その中で道路、あるいは道路側溝、こういった公共施設につきましては、それぞれの道路管理者において除染を進める、そのようになりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、円谷政雄君。

〔保健福祉課長 円谷政雄君登壇〕

○保健福祉課長（円谷政雄君） 3番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

大学生関係のホールボディカウンター、まず対象者でございますけれども、一応354名ほどございました。その中で116名が受けております。日にち関係では夏休み中です。その辺を対象として通知を差し上げて受けております。

そして、今ご質問の中の交通費が東電の賠償になるかということについてでございますけれども、現在ちょっと調べておりませんので、その辺調べまして対応したいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で、3番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時02分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 3時12分）

◎会議時間の延長

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（午後 3時12分）

◇ 佐藤幸市君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告6番、4番、佐藤幸市君の質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 皆さん、こんにちは。

最後の質問になりますけれども、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずは農業を取り巻く厳しい環境の対策について。平成25年度減反計画について伺います。

政府は米消費減少に伴い、さらなる減反計画を発表した。地域間調整とも補償で25年度減反は達成し、戸別所得補償制度の加入は担保されるでしょうが、地域間調整先が双葉地区と聞いております。今後、放射能汚染により耕作不能農地の国有化が行われると聞いております。調整先の問題が生じると思われま。行政サイドの所感と対応を伺います。

2つ目、農業後継者対策について。

農業後継者問題は長年課題として取り上げております。残念ながらこれといった効果は今もってありません。平均年齢は65歳を超え70歳になろうとしています。10年前は61歳でした。生産調整はますます拡大され、これに伴い農地の管理保全、後継者不足による農業従事者の高齢化等の問題をどう解決するか危急の問題であります。美しい田園の町を守るためにも、後継者問題は避けて通れない農業振興への施策、後継者支援対策等の具体的な町の姿勢をお伺いいたします。

次に、駅前商店街活性化についてお伺いいたします。

6月の議会の質問と同じ質問ですが、半年が過ぎた時点での街路整備、空き店舗、空き地の活利用についての具体的な施策計画がどのように検討されているのか伺いたく、再度同じ質問をします。

町職員プロジェクトチーム、町復興協議会の進捗状況を具体的にお願いします。

また、以上につきまして、町内の住民の町づくりに対する声を取りまとめてみました。駅前から4号線まで桜並木とし、歩行者優先道路とする。また、公園、コミュニティ施設を敷設し、人々が集える街路整備をしてほしい。2つ目、1区、2区の山車を収納、展示できる施設を整備してほしい。そして避難所を兼ねた駐車場を設け、周りにプチ店舗を整備し、全国から出店者を募集し、町プロジェクトチームがアピールする。3、キジの養殖場を第3セクターで経営し、観光の一つとし、また、各飲食店で独自のキジ料理を考案し、プチ店舗等で販売し、食の通りをつくる。キジの加工食品、また地場産品等もヤブキジ君マークをつけてプチ店舗等で販売する等の数々の声が出ております。このような声をどう受けとめるか、町長の所感をお伺いしたいと思ひます。

大型店時代における町内の既存小売店の救済策について。

今月中に1店舗オープンし、今後も数店舗の大型店舗の出店があると聞いております。この競争時代の中、町内の既存小売店への救済、支援等の対応はどのようにしていくのか伺います。

以上です。お願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成25年度減反計画について行政サイドの所感と対応を伺うとおただしであります。農林水産省では去る11月28日、13年産米の主食用米の生産数量目標について12年産より2万トン減らし、791万トンにする方針を示しました。需要量の見通しとして800万トンを割り込み、今後も減少が続くものとしており、少子高齢化や食の多様化による消費低迷を踏まえて、生産調整を強化する内容になっております。

その一方で、平成22年より本格実施されました農業者戸別所得補償制度は生産調整の達成が条件になっているものの、従来の減反の発想ではなく、農業と地域を再生させる施策として大きな成果を上げております。

矢吹町における農業者戸別所得補償制度の加入者数は、今年度は742名、昨年度は612名となっており、生産数量目標の農業者間のやりとりを行うとも補償制度の活用によって、農業者の所得向上に寄与する結果となりました。

しかしながら、農業者戸別所得補償制度が来年度以降も継続されるのか、変更が余儀なくされるのか、一抹の不安はございます。また、とも補償制度につきましても、これまでは津波被害や原発被害を受けた農地等の支援策として、いわゆる地域間調整の方法により、農業者戸別所得補償制度へ加入することができましたが、被災地の復旧、再開状況によってはこれまで同様のとも補償制度の加入は難しいと考えております。このことから、とも補償制度に依存しない取り組みが課題となってきますが、そのヒントは米の所得並みを確保した三神地区における大豆の集団転作にあるだろうと考えております。今年度JA白河では、作業受託をする方法で昨年の作付面積59ヘクタールを上回る約70ヘクタールの大豆の作付を行いました。心配されました夏場の渇水等の障害については、一部にしわ豆、形状不良等の品質低下があったものの、1割程度の減収にとどまる見込みと伺っております。

このように水田農業を広域で考え、連作障害に対応したブロックローテーションを行うなど、さまざまな手法を活用することで、従来にはない積極的な転作が可能になるだろうと考えております。米の政策については、今後も米を取り巻く状況に大きな変化はないと考えられ、生産調整は引き続き維持されるだろうと考えております。町といたしましては引き続き農業者戸別所得補償制度の加入を推進し、とも補償制度を活用する一方で、今後の農業政策に係る情報収集に努めながら、また、全地区において三神地区のような集団転作の方法を推進しながら水稻農家の所得向上を目指していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業後継者対策についてのおただしであります。農業者の高齢化、担い手不足、遊休農地の拡大など、地域農業を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。2010年に実施いたしました農林業センサスによりますと、全国の農業就業人口は260万人、5年前の調査に比べて75万人減少し、過去最大の減少率となりました。矢吹町の状況を見ますと、農業就業人口が1,623人で、前回と比較し116名減少し、平均年齢は62.6歳となっております。農業の構造的な問題にさらに追い討ちをかけているのが原発事故による直接的な被害、風評被害であり、原発事故を契機とした離農者の増加であります。

このような厳しい状況の中、これからの矢吹町の農業にとって非常に重要なことは、議員ご指摘のとおり農業後継者対策であります。現在矢吹町では、矢吹町農業再生協議会が主体となり、若い農業者への支援として、農業生産法人化の可能性や新たな販売ルートの模索、農業経営の合理化を目指しながら、1次産業、2次産業、3次産業がさまざまな形で融合した、いわゆる地域産業の6次化を視野に入れた新たな担い手像を模索し、支

援を行っております。

また、国では今年度より地域農業マスタープラン策定事業として、通称、人・農地プランを推進しており、矢吹町においても現在モデル地区を設定し、策定作業を進めております。人・農地プランにつきましては、人と農地の問題を解決するための未来の設計図として、集落地域における話し合いにより、今後の中心となる経営体、個人、集落営農はどこになるのか、中心となる経営体やどうやって農地を集めるのか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めたこれからの地域農業のあり方について決めることとなります。人・農地プランに位置づけられることにより、メリットとして経営を開始する場合等の青年就農給付金や、担い手農地へ提供際の農地集積協力金、あるいは認定農業者に対するスーパーL資金として5年間の無利子化措置が講じられることとなります。町といたしましては、今後の農業後継者対策として、人・農地プランをその柱に位置づけ、国の制度を活用しながら地域の特性を生かした新たな担い手像を目指し、認定農業者、若い農業者を中心に、持続可能な魅力ある農業、農村づくり、すなわちさわやかな田園のまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町職員のプロジェクトチーム、町復興協議会の進捗状況についてのおただしであります。昨年11月に矢吹町商工会より、駅前から国道4号線までの県道矢吹停車場線沿いを食の通り、旧国道4号線沿いを文化通りとした矢吹町中心商店街復興計画書が町に提出されました。また、矢吹町中心市街地復興協議会からは、本年10月18日、チャレンジショップの開設、屋台村の構築、大正ロマンの館の有効利用、光南高校バス駅西側への乗り入れなどについて中間報告があり、引き続き検討を重ねていく旨の報告がありました。

さらに12月3日は、町職員のプロジェクトチームより矢吹町中心市街地復興町づくりプロジェクト報告書が提出され、中心市街地における町並みづくりや景観の美化を目的とした道路拡幅や、景観計画の策定、民間施設を取り込んだ複合型公共施設等に関する提案内容の最終報告も受けました。議員ご指摘の道路の拡幅に関しましては、11月6日、8月8日に開催した、震災により建物等が取り壊され、更地になっている土地の地権者を対象とした説明会の中でセットバック等の協力をお願いしているほか、町職員プロジェクトの報告においても道路拡幅の提案がされているところであります。

また、議員おただしの県道矢吹停車場線につきましては、駅から国道4号線を結ぶ中心市街地の復興に重要な路線であり、商工会では食の通りとして町職員プロジェクトにおいては計画エリアとして位置づけていることから、道路の拡幅については道路管理者である県と協議を進めてまいります。

なお、沿線の整備につきましては、これらの提案を踏まえ、東京大学生産技術研究所による専門的な意見や、矢吹町復興町づくり合同会議によるワークショップなどの成果、さらには住民の皆さんからの意見を十分に反映しながら、具体的な事業案を検討するとともに、優先順位を定め、スピード感を持って取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大型店舗の出店に伴う町内の既存小売店への救済、支援等についてのおただしであります。中心市街地の既存商店街においては、大型店の影響などによる購買力の低下、さらには被災により建物の取り壊しを余儀なくされたJA東西白河矢吹統合支店や東邦銀行矢吹支店がある八幡町市内に移転されることによる集客力の低下など、さまざまな影響が懸念されるところであります。

本町では3月に策定した矢吹町復興計画において、特に中心市街地の活性化と商店街の再構築は最重点課題

として位置づけし、中心市街地復興協議会等の各種団体や多くの町民の皆さんの知恵をおかりしながら、このような課題に対する具体的な解決策にも検討を進めているところでもあります。その1つに東日本大震災で被災した方で、事業に積極的な方々への支援策として、中小企業グループ施設復旧支援事業を申請した39店舗に対し、総額3,037万円を町で上乗せ補助することにより、グループで力を合わせて復興を図り、競争力向上のための取り組みを支援させていただきました。また、幹線道路や公共施設の整備により、大型店などに集客された町外からの人の流れを中心市街地にうまく誘導し活性化させる方策や、各商店が大型店の施設内にテナントとして出店するなど、活性化策についても検討してまいりたいと考えております。さらには、商工会や商店会連合会、復興協議会等から提案されている屋台村の構築、ワンストップご用聞き事業や軽トラ市の拡大によるにぎわい創出や、観光資源の有効活用について地域の皆様のご協力を得ながら、具体的な事業等の検討を進めてまいります。

なお、議員ご指摘の2区の屋台につきましては、歴史的に非常に価値の高いものでありますので、どのような活用方法が地域の発展につながるのか、その具体的な方策等について地元行政区や関係者の皆様と協議、検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 質問の回答ありがとうございます。

まずは再質問として、農政問題。

今回の総選挙が自民党の圧勝に終わりました。政権交代となり、農業政策にも大転換があるのではないかという思いがいたします。それにつきまして、最近の農業政策の流れを見ると、2007年自民党が経営所得安定対策を導入し、2009年総選挙で民主党が圧勝し、自民党主導による担い手政策、経営安定対策を見直し、農家戸別所得補償制度が導入されました。今回自民党の圧勝により、農業政策は選挙の論点にはなっていなかったんですが、財政改革は論点となっております。次回の参議院選で自民党が勝利すれば、戸別所得補償制度は自民党政権のもとで見直しの可能性が大かと思われま。想定できることはすべて検討する体制を整えていくのが行政だと思えます。町長の所感と行政のこれからの対策をお伺いいたします。

それと、駅前活性化の問題ですが、町長は駅前の4号線までの道路を最優先に考えているということで、それは非常にありがたいことだと思っています。

それで、追加としまして、2区の山車の件なんですけども、もう一つ理由があります。現在は解体して収納庫に保管しているそうなんですけど、収納する場合、解体、外したりするので破損がひどい。そして、修理できる職人が高齢化して修復がなかなか不能になっているということで、収納する場所と展示場を求めているということです。

以上です。お願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の自民党の圧勝を受けて、農政の大転換が心配だと。したがって、農家戸別所得補償制度についても今後見直しされる可能性が大だろうと。それに対する町長の考え方、所感を伺うということでございますが、これらについては、その場面が出ましたら、どのような形で町がその国の制度に従うかということについてはおのずと決まってくると思いますので、その時点で判断をしていきたいと、そのように考えております。

2点目の駅前の道路の拡幅を最優先に考えていただいて大変ありがたいというような、そういう今議員からのお話でございますが、この道路については県道でございます。ですから、町のほうで最優先というよりも、県のほうと協議を深めながら、今さまざまな団体から出ている食の通り、さらには共同店舗のあり方等についても今後協議を深めていきたいということでございますので、優先順序等についても今後皆様のほうにお示しをしていきたいというふうに思っています。

2区の屋台については、全くそのとおりだろうというふうに思います。解体をされるたびに破損の程度が大きくなっていくと、そういう大きな問題があることについては私も承知しております。現在の収納場所においては、かなり窮屈な場所に押し込んでいるというような状況もございます。町の大事な文化遺産、歴史的な財産でもございますので、今後どうということが2区のほうと協議の上で図られるかということについても協議を深めていきたいというふうに思っておりますので、そうしたことでご理解をいただければと思います。

以上で、私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で、4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

（午後 3時35分）

平成24年12月18日（火曜日）

（第 3 号）

平成24年第372回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年12月18日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第58号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号

陳情第4号・第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	7番	竹元孝夫君
8番	鈴木一夫君	9番	大木義正君
10番	熊田宏君	11番	角田秀明君
12番	柏村栄君	13番	諸根重男君
14番	藤井精七君	15番	吉田伸君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

6番 青山英樹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 藤田忠晴君

総務課長 水戸邦夫君 税務課長 井戸沼寿量君

町民生活課長 会田光一君 保健福祉課長 円谷政雄君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

圓 谷 誠 君

都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君

教育次長兼
学校教育課長 陳 野 秀 敏 君

会計管理者
兼出納室長 円 谷 一 雄 君

生涯学習課長
兼中央公民館
長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太

主 幹 兼
局長 補 佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前回に引き続き、一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 加藤宏樹君

○議長（栗崎千代松君） 通告7番、2番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

○2番（加藤宏樹君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、前回の質問でも町職員の必要性や住民サービス向上を訴えましたが、矢吹町では住民票の閉鎖後、5年経過したものについては廃棄処分しているということですが、廃棄処分するという決定に至った経緯についてお伺いします。

また、閉鎖住民票の請求は年に何件ぐらいあったのか。本当にすべて廃棄されてしまったのか。

さらに、行政証明書を発行できない通知書が町長名で交付されておりますが、町長は内容を把握し、それを了承しているのか。

さらに、既にデータはコンピューターで処理されていると思いますが、それさえも廃棄されていないのか。仮に保存し発行するとなると経費は幾らかかるのか。

それと、閉鎖住民票を提供している自治体が数多くある中、矢吹町はこのまま廃棄処分していくのか、保存し発行するよう方針を変えるつもりはないのか、その辺をお伺いします。

2番目に、原発事故による財物賠償についてですが、他市町村では東電に対しさまざまな損害賠償を請求しております。汚染された資産に対し除染をするのは当たり前としても、町としても、当然、賠償請求等は考えていると思いますが、その中に資産価値の下落等による個人資産に対する賠償請求を含めた損害賠償請求をすべきと考えますが、町として何らかの行動を起こしているかお伺いします。

3つ目に道路計画網の整備についてですが、先般、矢吹町の主要道路拡幅計画が発表され、住民への説明会も行われました。しかし、今までのような予定、計画だけで終わるのか、それとも規制、制限の入った強固な都市計画道路整備なのか、町としての今回の道路整備に関する意気込みのほどをお伺いしたい。

以上、3点の質問をさせていただきます。答弁方、よろしく願います。

[発言する者あり]

○議長（栗崎千代松君） いいですか。忘れたんなら、もう一度。

○2番（加藤宏樹君） それでは、読み忘れた部分があるというご指摘でしたので、再度。

2番の原発事故による財物賠償についてですが、柿の内地区、田内地区の除染作業が始まるようですが、今回、全戸了承をいただいて全戸除染をするのか。さらには低線量、線量の低い地域でも除染作業ということが始まると思いますが、そういった場合、除染希望者とそうでない者がいた場合、町として対応をどうするのか、その辺もお伺いします。

よろしく願います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

2番、加藤議員の質問にお答えします。

初めに、本町の文書の保管、保全及び廃棄についてのおただしであります。一般的な公文書の保管、保存期間につきましては、矢吹町文書取り扱い規定並びに平成14年4月に大幅な見直しを実施した文書分類保存年数基準表のに基づき、法令等に定められたものを除き、文書の重要度に応じて保存年数を永年、10年、5年、3年、1年の5段階に分類するとともに、文書管理システムと連携した適正な保管、保存及び廃棄処分等の管理をしております。永年保存文書の主なものとしては、条例規則等の例規関係や議会関係との調整運営上の根幹にかかわるもので将来にわたって町の活動、または歴史を検証する上で重要な資料等となるものであります。また、10年間保存の文書につきましては、主に国庫補助事業関係や工事関係等の文書が挙げられます。その他の文書につきましては、それぞれ案件ごとに行政的な価値判断を基準とし、5年、3年、1年の文書保存期間に分類し、管理をしております。

なお、議員おただしの住民票につきましては、住民基本台帳法施行令第34条に基づき、消除した住民票は5年間保存するものと規定されております。この規定に基づき、本町では消除した住民票は保存期間である5年間については除票として発行し、5年を超えたものについては発行しないものとして取り扱いをしております。そのため、議員おただしの消除してから5年を超える住民票の発行は行っていないため、請求件数は把握できない状況であります。また、保存を義務づけられている5年間を経過した閉鎖住民票は、文書管理上、定期的に廃棄処分を行っており現存しておりません。

行政証明を発行できない通知書を交付していることにつきましては、保存期間の5年間を経過した閉鎖住民票の請求について発行しないものとして取り扱いをしておりますことから、行政証明を発行できないことの通知書により、その他の証明として発行しております。法令で定められた保存年限を経過したものについては、必要のない事務と判断しておりますが、実施することにより町民へのサービスの向上が図られるのか、今後、検証を行うとともに、国、県の指導や管内での発行状況等を踏まえながら実施の可否について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、原発事故による財物賠償についてのおただしであります、きのうの安井議員への答弁と重複する部分については省略させていただきますので、ご了承願います。

東京電力福島第一原子力発電所における事故は広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらし、本町におきましても、町民の皆様にご協力をいただき除染作業を進めているところであります。

議員おただしの資産価値の下落等に係る財物賠償につきましては、東日本大震災による被害に伴うもの、原子力発電所の事故による被害に伴うもの、及びそれ以外の要因に伴うものを把握し、その数値に基づき区分し、原子力発電所の事故に係る部分について請求することが適当であると考えております。

帰還困難区域においては、固定資産税評価額に係数を乗じ損害賠償額を算定する方法などが示されていますが、本町においては国、県からの指針等もないため、今後、各団体の事例が積み重なる中で考え方を整理し、対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、柿の内、田内地区の面的除染を地区住民全員が希望しているのかどうか、さらには低線量地区における除染実施時の意向確認についてのおただしであります、初めに柿の内地区の住宅宅地等の生活圏を中心とした除染、いわゆる面的除染につきましては、地区住民を対象とした説明会を町主催、行政区主催合わせて4回開催しております。9月15日の説明会において区としての仮置き場の候補地が決定し、11月1日から仮置き場の測量設計、各家庭敷地内の空間放射線量の測定を順次実施し、測定データをもとに除染に向けた同意書の取りまとめを行っております。

また、田内地区につきましても、同様に地区住民を対象とした説明会を町主催、行政区主催合わせて2回、行政区役員を対象とした説明会を1回開催しております。10月25日の説明会において区としての仮置き場の候補地が決定し、現在、仮置き場の測量に向けた準備、各家庭敷地内の空間放射線量の測定、取りまとめが終了し、除染に向けた同意書の取りまとめを行うこととしております。

おただしの地区住民全員が希望しているのかどうかにつきましては、柿の内、田内両地区説明会においても仮置き場の設置年数、安全性等に対する意見や除染手法等に対する貴重なご意見は数多くあったものの、面的除染そのものに反対する意見はなく、地域の総意として面的除染に取り組むことをご理解が得られているものと判断しております。

また、低線量地区における除染実施の意向確認についてのおただしですが、町の除染事業につきましては、矢吹町除染実施計画書に基づき、町全域を除染実施区域として位置づけ除染事業に着手しているところであります。

本区域内の空間放射線量につきましては、セシウム等の半減期による物質的減衰、あるいは風雨などの自然要因による減衰、いわゆるウェザリング効果等により、実施計画書策定時に比べ、広範囲にわたり毎時0.23マイクロシーベルトを下回っている状況にあります。この状況につきましては、11月1日の広報やぶき発行時に合わせて全世界に放射線マップを配付し、町全域の空間放射線量の現状をお知らせしたところであります。

敷地内の平均的な空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以下となった場合の除染につきましては、国の支援を受けた敷地全体の面的除染ではなく、敷地内の空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所、いわゆるホットスポットが除染の対象となります。このようなことから、現行の矢吹町ホットスポット除染事業実施要領について、毎時1マイクロシーベルトとなっている除染基準を毎時0.23マイクロシーベルト

に見直すとともに、希望者のみの対応とするのかなどの除染のあり方について検討してまいります。

今後は生活圏の空間放射線量の詳細調査を行い、面的除染とホットスポット除染を行う区域のすみ分けを行い、地域の実態線量に応じた効果的な除染を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、主要道路拡幅計画説明会の道路計画についてのおたただしですが、まず町では、矢吹町復興計画の最重点課題として中心市街地復興まちづくり推進事業を掲げており、事業達成に向けた主要道路の拡幅について、11月6日、8日に開催された住民説明会により発表させていただきました。

今回の説明会では、1点目は、計画の路線沿いにこれから建物を建てる予定の方々に計画幅員まで後方退避セットバックをお願いすること、2点目は、長期的な道路計画を発表することで復興の姿として町民の方々に明るさを感じていただくことを大きな目的としたものであります。参加いただいた大半の方から復興に向けた道路整備計画に理解を得られたものと感じることができました。また、参加されなかった方からも問い合わせが多数寄せられ、住民皆さんのこの計画に関する期待の高さがうかがわれました。

今回発表した対象路線のうち、主要道路と位置づける旧4号国道や駅から国道4号までの駅前通り、旧石川街道、田町・大池線については、昭和33年に都市計画道路として認定されており、それぞれに計画幅員が決定されております。これにより、その計画範囲内には新たに建物を建てることできないという法的規制がかけられております。しかしながら、当時の交通事情に対応するための計画幅員が継続しているため、現在の交通事情に対応できないものとなっております。

今後、この道路拡幅計画は町内の都市計画道路の見直しに含め、東日本大震災復興交付金を受け、今年度から着手する都市計画マスタープランの改定作業の中で、新規路線追加、景観形成を含め、将来の交通事情を見据えた新たな都市計画道路として位置づける予定としております。

歩道や右折レーンの設置、交差点改良などについて、矢吹町中心市街地復興協議会及び町職員によるプロジェクトチームからの復興に関する提案や、東京大学生産技術研究所と連携したまちづくりワークショップによる地域住民の意見集約などさまざまな視点から検討を加え、災害に強い社会生活基盤の整備と復興の姿があらわれるよう、新たな都市計画を創造してまいりたいと考えております。

都市計画決定に対する対象路線沿線では、新たに建築しようとする際に後方退避などの法的規制がかかるため、事業推進に大きく役立つこととなります。今回の道路拡幅計画により生活基盤の再建に不可欠な道路整備を実施し、力強い復興に取り組むことは重要な施策であり、今後、都市計画マスタープランの改定作業を進める中で整備路線の優先順位を確定し、国や県に財源確保のための手続を進め、確実に実行につなげていかなくてはならないものと考えております。

都市計画マスタープランは今年度から平成26年までの3年間を改定期間としておりますが、可能な限り早い時期に整備、着手できるよう実施体制の整備や財源の確保などに努め、町の復興と震災以前以上の活力あるまちづくりに寄与できるよう努力してまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） 既に住民票の処分がされているということですが、処分したのであれば、改正年度がら

よっと私、把握していないんですが、改正後5年、閉鎖後5年ということで処分したかと思うんですが、紙のデータベースでは、当然、焼却かシュレッダーにかけるという処分だったと思うんですが、いつだれが処分したのか。データベースですと当然コンピューターですので、ハードディスクに入っているのかソフトに入っているのかわかりませんが、どういう処分の方法をとったのか、その辺をお伺いしたい。

住民基本台帳法では、閉鎖後、5年間は保存しなさいとまでは言っていますが、その後は自治体の判断で保存して発行してもいいし、当然、処分してもいいという選択肢があった中、なぜ矢吹町は廃棄処分というふうにしちゃったのか。近隣の市町村等では残して証明書を発行しているというのがあるのに、それを矢吹町ができなかった理由はなぜか。質問で保存発行するのに経費がどれぐらいかかるかという質問もありましたが、莫大な経費がかかってしまうのか。その辺を再度お伺いします。

それと損害賠償、財物賠償についてですが、自治体も多種多様な損害が生じて、さまざまな賠償請求ができることはご存じだと思いますが、その中に、個人の不動産についても一緒に請求することは町民のためにもなるし町のためにもなると思うんです。身体的被害と同様、財物に対しても一定の損害が生じているのは明白でありますから、町が主導し行動することは住民サービスにもつながると思いますが、町の考えをお伺いしたい。

それから、これまでに町が受けた損害額、除染とか風評被害とかモニタリングとかいろいろございますが、損害額はどれくらいになるのか、同僚議員のお答えに、来年1月ぐらいにそういったものをまとめたいという答弁がありました。その辺は計算されているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、住民票の保存についてのおたがしでございますが、これらについては先ほども答弁させていただきましたが、住民基本台帳施行令というものがございまして、5年というような保存年数が決まっています。ただ、これについて、なぜ自治体の判断で廃棄したのかということについては、詳しい廃棄までに至る具体的な内容を私が承知しているものではございませんが、これについては矢吹町の方針ということで、加藤議員もご存じのとおり、平成16年以降、矢吹町は財政基盤の確立を図るために、行財政改革大綱に基づいた行財政改革ということであらゆる事務事業を見直ししながら、真に住民サービスに必要なもの、それ以外のものということで取捨選択をさせていただきながら事務事業の整理をしていったという経過がございます。そうした流れに基づいた一連の作業だというふうには理解しております。

これらについては非常に難しい部分がございますが、ただ事務事業を見直したといえども、その後、真に住民サービスに必要なものについて見直さないということではございませんので、私自身、その可否については、今後、先ほども答弁させていただきましたように、十分に関連市町村と協議をしながら精査させていただくというようなことをしましたので、そういうことで基本的には考えていきたいというふうに思っております。

紙のデータベースをいつだれが処分したのか、これらについても、具体的にはっきりと今、私も含めて課長でも説明することは非常に難しいんだろうというふうに思いますので、これらについては、この後、そうした

一連の作業のなかでどういうことが行われたかということにつきましても、ちょっと調査させていただいて、後日、加藤議員のほうに報告させていただきたいと思っておりますので、この場での答弁というのは控えさせていただきたいというふうに思っております。

保存する上において莫大な経費がかかるのかということですが、これらについても今すぐ幾らかかるとかというふうな話ができるものではございませんので、この点も先ほどの質問と同じように、後日報告させていただきたいというふうに思っております。

さらには、2点目の原子力賠償についてでございますが、これは先ほども答弁させていただきました。地震による被害なのか原子力による被害なのか、それとも経年劣化に伴う被害なのかと、非常に難しい問題があるんだろうというふうに思っております。

特別地域、避難地域、避難準備地域、そうしたもののところについては、きちっと国からの指針、方向性というのが打ち出されておりますので、当然、これについては東京電力に対しての賠償というものの基準があって、今、それぞれ個人の資産まで賠償についての請求がなされている状況にあります。この矢吹町の中において、原子力事故の被害による財物の賠償というのが本当に立証できるのかどうかという難しい面が、私はあるというふうに認識しておりますし、こうした一連の県南会津地域含めた地域で、財物賠償の話が国からきちっとした方針が打ち出されていない以上は、今の段階ではそうした動きというものはできるものではないというふうに、私自身は考えておりますけれども、ただ、そうしたことが本当にできないのかどうかについて、今後、関連する市町村と協議を深めていくこともやぶさかではございませんので、そうした対応もとっていきたいというふうに思っております。今の時点で個人の資産の賠償ができるかどうかについての判断は申し上げるまでには至っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、町が受けた損害額について、きのうも質問があったわけですが、これについては1月中、関係する市町村ということで白河、西白河町村と歩調を合わせた合意形成の中で要望、請求をしていくというようなことですが、総額についてはあらあらの数字というものはつかんでおりますが、まだ関係市町村とのすり合わせをしておりませんので、具体的に幾らというような金額まで明示できる段階ではないということで、答弁とさせていただきますというふうに思っております。

私から、2番、加藤議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） それでは、やはり行政サービスというのは住民にとって非常に必要だと思いますんで、後ろ向きではなくて前向きに、住民に寄り添った、住民のための、実情に合ったサービスを心がけていただきたい。できればサービス向上委員会とか苦情受け付け調査委員会とか、そういったものをつくって、よりよい行政サービスができるように職員の指導、監督をぜひ町長にやっていただきたいが、その辺はどうか。

また、町と町長、議会、職員がお互いに問題を共有及び認識し解決できるような仕組み、要は情報の共有というものをして住民サービスに努めたいと考えておりますが、町長の考えはどのようなものかお伺ひしたい。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

行政サービスというものは後ろ向きではなく前向きに、住民に寄り添ってサービスの向上に努めてほしい、全くそのとおりだというふうに思っております。私もそういう考え方のもとに町政を執行させていただいております。

提案あったサービス向上委員会含めて、どういう形での住民サービスができるかということで、矢吹町はニューパブリックコメントや、さらには外部評価という制度も入れながらまちづくりを進めておりますので、そうした今ある政策とどのような形で、今言われたサービス向上委員会というものをつなげていくか、調整していくかということについても、今後、協議を深めていきたいというふうに思っております。よりよい行政サービスの向上ということで、限られた資源の中で人、物、金ということで、矢吹町が持っているそうした資源に基づき、サービスの向上に努めていきたいというふうに思っております。

また、2点目の町、議会、住民が情報を共有することについても全くそのとおりだというふうに思っております。この点についても、今後しっかりと肝に銘じながら、今、加藤議員から言われたことについて前向きに考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、2番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて、一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第60号については8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第61号から第66号については6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議長（栗崎千代松君） 事務局長。

○議会事務局長（須藤源太君） 第1 予算特別委員会、安井敬博議員、薄葉好弘議員、鈴木隆司議員、竹元孝夫議員、大木義正議員、角田秀明議員、諸根重男議員、吉田伸議員。

第2 予算特別委員会、加藤宏樹議員、佐藤幸市議員、鈴木一夫議員、熊田宏議員、柏村栄議員、藤井精七議員。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。陳情第4号、陳情第5号及び議案第58号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて会議を閉じます。

まことにご苦労さまでした。

（午前10時34分）

平成24年12月25日（火曜日）

（第 4 号）

平成24年第372回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成24年12月25日(火曜日)午後1時開議

日程第1 陳情第4号

審査結果報告 総務常任委員長 質疑・討論・採決

日程第2 陳情第5号

審査結果報告 文教厚生常任委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第58号

審査結果報告 産業建設常任委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第60号

審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第5 議案第61号・議案第62号・議案第63号・議案第64号・議案第65号・議案第66号

審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第6 発議第7号 公的年金2.5%削減の中止を求める意見書(案)

日程第7 閉会中の継続調査等の申し出について

日程第8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	円谷政雄君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	円谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
会計管理者 兼出納室長	円谷一雄君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） 去る12月18日の本会議において総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、第1及び第2予算特別委員会に付託した案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより陳情第4号を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会審査結果報告書。

第372回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第4号の審査結果は次のとおりであります。

陳情第4号 山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書。

本件は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所爆発事故の影響による収入減に苦しんでいる林業業界の現状から、山林に対する固定資産税の減免措置が図られますようとの陳情であります。

採決の結果、全委員賛成により原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第4号 山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより陳情第5号を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第372回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から7番までは記載のとおりでございますので省略させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第5号の審査結果は次のとおりであります。

陳情第5号 公的年金2.5%削減の中止を求める意見書採択の陳情について。

本件は、今、深刻な不況と生活苦の中、年金の削減を実施すれば消費税の増税とも重なって、年金生活高齢者や地域経済にも大きな影響を与えるとして公的年金の削減中止を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第5号 公的年金2.5%削減の中止を求める意見書採択の陳情についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。
本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は採択と決しました。

◎議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案第58号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第372回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。

1番から6番までは記載のとおりでございます。閲覧をお願いいたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第58号の審査結果は次のとおりであります。

議案第58号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本件は、地域主権一括法に基づき、水道法の改正に伴い布設工事監督者の配置基準及び水道技術管理者の資格基準に準じて矢吹町の給水条例の一部を改正するものであります。この改正により矢吹町水道事業のさらなる効率的で安定した運営を目指すものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第58号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより議案第60号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第372回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第60号の審査結果は次のとおりです。

議案第60号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億6,128万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億7,175万8,000円とするもので、あわせて地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金3億538万3,000円、繰入金1億1,915万2,000円及び町債2,200万円をそれぞれ増額し、町税6,553万9,000円、国庫支出金1,775万8,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が施設開設準備経費助成事業などにより3,978万8,000円の増額、衛生費が放射線対策事業などにより3億7,987万9,000円の増額、農林水産業費が農作物等放射能測定事業などにより7,358万7,000円の減額、土木費が生活道路整備事業などにより5,428万8,000円の減額、災害復旧費が震災に伴う松倉・大池線災害復旧などにより2,609万5,000円の増額となるものであります。

地方債補正の内容につきましては、事業費の変更により公共土木施設災害復旧事業債を2,200万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第60号、第1 予算特別委員会での審議内容について質問させていただきます。

1点についてでございますが、議案書でいえば42ページの企画費というものがございます。補正額として150万円、うち149万9,000円を一般財源として充てておりますが、復興支援事業負担金ということで大正ロマンの館等のシンボルとしまして、復興を目指していくものと思われるわけでございますが、ひとつ私のほうとしましては、この内容に関しまして、今一度、大正ロマンの館について町民とのコンセンサスを諮れるかどうかをご検討の上、予算の執行をお願いできないかということについて、そういう意見等が委員会であったかどうか。また、ないとするならばその旨をご検討いただきたいということで申し上げたいと思っております。

内容につきましては、いわゆる大正ロマンの館に関しましては、いわゆる戦後1946年から47年4月の間、いわゆる法的に特殊飲食街というようなことで合法的なものがあつたわけですが、それとあと同時に一般の飲食店の営業許可のままに非合法に営業した事実がございます。それらに対しての対処として委員が処理をしたということがございまして、なかなかあからさまに言える内容ではございませんが、町民の中ではやはりそれをシンボルとするのはいかなものかということがございます。そういったものを含めて、再度町民とのコンセンサスを得た上での予算の執行に考えられないかどうかのおただしをさせていただきます。

この1点についてお答えいただければありがたく存じます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

第1 予算特別委員長、11番、角田秀明君。

○11番（角田秀明君） 青山さんにお答え申し上げます。

〔11番 角田秀明君登壇〕

第1 予算委員会の中ではそういった企画費の150万円の問題に対しては、委員の皆さんからのご指摘や質問はありませんでした。

ただ、問題は青山さんの場合は、今回、我々と第1 予算委員会ではないものですから、私の予算委員長という立場では他委員会の委員の皆さんが私に対して質問をしたとしても、私の中では質問されたもの以外は報告はできませんが、そういったもので、もし知る権利でもありますし、議員というものはやはり町民の代表として皆さんの代表としているものですから、もしそういうことが許されるのなら、やはりそういう形で知る権利はそこで途絶えてはならないということで私は思いますので、これは議長にゆだねたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 特別委員会の質疑に関しては、提出者への質疑はできないというようなことで前回の定例会でも議連の委員長のほうから報告がありましたので、そのように進めていきたいと思っております。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） この場所ではそういうことのやりとりではありませんので、ここの場所では控えていただきたいと思っております。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第60号 平成24年度一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号～議案第66号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第372回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第2予算特別委員会審査結果報告書。

1番から6番までは記載のとおりです。省略をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案審査結果は次のとおりです。

議案第61号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

その前に一部訂正がございます。12ページでございますが、上から5行目で「1,516万万」とございますので、記載ミスでございますので、「万」を1つ取っていただければと思います。1,516万円です。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,582万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,813万8,000円とするもので、あわせて地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫補助金1億2,274万6,000円、国民健康保険税1,516万6,000円の増額と、基金繰入金6,000万円、他会計繰入金208万9,000円の減額をします。

歳出の主な内容は、療養給付等の保険給付費等を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ194万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,828万3,000円とするものです。

歳入の主な内容は、分担金431万8,000円を増額し、他会計からの繰入金237万1,000円を減額するものです。

歳出の主な内容は、総務管理費364万6,000円、公債費129万2,000円及び災害復旧費45万円を増額し、事業費

を344万1,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ472万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億330万7,000円とするものです。

歳入の主な内容は、町債等472万7,000円を増額したものです。

歳出の主な内容は、災害復旧費500万円を増額し、公債費及び維持管理費27万3,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,038万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,302万2,000円とするものです。

歳入の主な内容は、国県補助金等4,467万8,000円を増額し、介護保険料等2,429万5,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、保険給付費等2,696万6,000円を増額し、地域支援事業費82万3,000円、基金積立金576万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,263万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,375万9,000円とするものです。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1,026万3,000円及び繰入金236万9,000円を減額するものであります。

歳出は、総務費236万9,000円及び後期高齢者医療広域連合納付金1,026万3,000円を減額するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、収益的収入について既定の額に548万4,000円を増額し、収入予算総額4億6,333万4,000円とし、収益的支出についても既定の額に49万3,000円を減額し、支出予算総額4億6,111万4,000円とするものです。

収入の内容につきましては、水道施設加入保険共済金548万4,000円を増額し、支出の内容は、人件費113万4,000円及び企業債利息64万1,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

失礼いたしました。

報告書中1番から4番まで審査に当たった委員がございしますが、5番の欠席した委員名が抜けておりました。報告書に抜けておりました、私の確認ミスでございました。申しわけありません。大変失礼いたしました。4番の次に欠席した委員ということで、委員青山英樹というのを追記していただければと思います。申しわけあ

りませんでした。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 第2予算委員会の審議につきまして、1点だけ質問させていただきます。

介護保険会計におきまして、議案第64号になりますが、中身としまして、いわゆる歳出面で地域支援事業費等、減額されているものが数多く見受けられております。介護予防サービス、その委託料または基金積立金等の減額が多く見られるんですが、これらについては住民サービスの低下ではないかというような意見等あるいはそれらに対する答弁等、対処等の質問等はあったのかどうかお伺いしたいと思っております。

以上、この1点についてお尋ねいたします。

○議長（栗崎千代松君） 青山議員は第2予算特別委員会の委員になっております。

同じ特別委員会で委員長に質疑することはできないというようになっています。

ただ、今回は青山議員が会議を欠席していますので答弁を求めます。

第2予算特別委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 暫時休議します。

（午後 1時30分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 1時53分）

○議長（栗崎千代松君） ただいま議会運営委員会が開催されましたので、審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 大変お待たせいたしました。

先ほどの青山議員の第2特別委員会審査結果報告書に関する議案第64号について質問した件について協議した結果、今定例会には青山議員の欠席届出により予算特別委員会のいずれにも所属しないことから、委員会に所属した委員は質問できないこととなっておりますが、今回議員の活動を尊重することを認め、委員長に対する質問は可能としました。

以上、報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

第2予算特別委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 質問にお答えをいたします。

当第2予算特別委員会におきまして、青山議員からご質問がございましたが、それに対して答弁、我々の第2予算委員会の中では質疑及び討論がなく、全委員異議なく可決をいたしました。報告をさせていただきます。

なお、追加といたしまして、先ほど私が欠席委員として青山委員の名前を申し上げましたが、青山委員につきましては、事前に欠席届けがなされておりまして、第2予算委員会、各それぞれですが、付託をされておられませんので欠席ではございません。それもあわせてご報告並びに訂正をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第61号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第63号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第64号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第65号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第66号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

以上で、すべての審議を終了いたし

〔締めないでください。先ほど今議運の委員長さんから第2予算委員会の件で、青山議員が今回の予算委員会のメンバーに入っていないということで排除されたことと思いますが、私に対しての質問も同じ感覚で取り扱っていただかないと、第1予算委員会の場合には欠席、あの第1、第2の別の委員会からの質問はできないというような、先ほど議長にゆだねた件で青山君に言いましたけれども、今度、第2予算委員会の質問に対してはそういった形で委員会のメンバーに入っていないということで配慮していただいたと思いますが、私の第1予算委員会の委員長ということで質問を受けたことに対しては何ら解決しておりませんので、そこを議運のほうで諮っていただいて報告いただきたいと思えます。まだ締めないでください。〕

○議長（栗崎千代松君） 先ほどの青山議員の第1予算特別委員会の質疑に関しては、提出者への質疑はできませんということで締めた。

〔青山君は最初から届出を出して今回のやつには出席できないということで報告して、予算委員会のメンバーにも入っていないということでありますので、議員としての知る権利は侵してはならないと私は思うので議長に〕

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 暫時休議します。

(午後 2時02分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 2時24分)

○議長（栗崎千代松君） ただいま議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

[9番 大木義正君登壇]

○9番（大木義正君） 議会運営委員会の結果を報告します。

9月議会でも報告させていただきましたけれども、繰り返しになりますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し提出者に質疑することはできないとありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 以上ですべての審議は終了いたしました。今会期中に議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため暫時休議いたします。

(午後 2時26分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 2時36分)

◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） 追加案件の取り扱いについて先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

[9番 大木義正君登壇]

○9番（大木義正君） ご報告いたします。

会期中に議員から発議1件の追加議案が提出されました。

また、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から、閉会中の継続調査申し出並びに議員の派遣についての取り扱いについて議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより発議第7号 公的年金2.5%削減の中止を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 発議第7号 公的年金2.5%削減の中止を求める意見書（案）。

国会は11月16日、十分な審議もないまま2.5パーセント年金削減法案を含む国民生活に直結する重要法案を強行成立させました。

今、福島県では震災と原発事故によって郷里を離れた16万人近くの避難者がおり、県民は農業、漁業、観光その他の生業の復興もままならない深刻な生活苦の中にあります。このような状況下にあつて、国による年金の引き下げが実施されれば、消費税の増税とも重なって高齢者はもとより地域住民の生活は、より困難になり悲惨な結果を招くことも予測されます。

また、年金収入が減少することは地域経済に大きな影響を及ぼすとともに不況を一層深刻にし、福島の再生を遅らせ、国の経済にも負の影響を与えることとなります。

さらに、年金の2.5パーセント引き下げは将来にわたり年金削減の流れに道を開くものとなり、若者を中心に年金離れが強まっている中、国の年金制度への信頼をさらに低下させることは明らかなです。

よって、下記事項の実現を強く求めます。

記。

1 国民年金法一部改正による公的年金2.5%削減は中止すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

2012年12月25日、福島県矢吹町議会議長、栗崎千代松。

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、財務大臣殿。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第7号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号 公的年金2.5%削減の中止を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査等の申し出について

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から所管事務調査の申し出がございます。

また、議会運営委員会委員長より次会定例会の運営協議のための所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長からの会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（栗崎千代松君） これより日程第8、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、

別紙に目的、消防出初め式、派遣場所、矢吹小学校体育館、期日、25年1月6日、全議員を追加し、議員の派遣をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で議案審議は全部終了いたしました。

これで本定例会の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これにて第372回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午後 2時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年5月14日

議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 竹元 孝夫

署 名 議 員 鈴木 一夫